



門真市

第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



令和6（2024）年3月

門 真 市

はじめに

本市では、障がいのある人の生きがいある暮らしを支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、令和3（2021）年3月に策定した「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人に対する理解啓発の促進や相談支援体制の充実等に取り組んでまいりました。



一方、国においては、令和3（2021）年に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」並びに「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6（2024）年施行予定）など、障がい者施策に係る一連の法整備が進められました。

これら国における動きの中、「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」につきましては、市内の障がい児（者）団体、サービス提供事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、門真市障がい者地域協議会での貴重なご意見を踏まえながら、今後3年間の本市における障がい福祉施策をより一層充実するための計画とした次第です。

本計画に基づき、必要な人に必要なサービスが届く支援体制の整備や、共生社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました門真市障がい者地域協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました各種団体、各種サービス提供事業者の関係者並びに市民の皆様には心より厚く御礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

門真市長 宮本一孝

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと期間	3
3 計画の基本的な考え方	5
4 計画の策定体制	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	9
1 障がいのある人等の状況	9
2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況	20
3 市民・事業者の意識	29
4 今後の施策推進に向けた課題	38
第3章 成果目標と活動指標	41
1 第7期障がい福祉計画	41
2 第3期障がい児福祉計画	53
第4章 障がい福祉サービスの見込量と提供方針	57
1 障がい福祉サービスの見込量	57
2 地域生活支援事業の見込量	80
第5章 障がい児支援サービスの見込量と提供方針	88
1 障がい児通所支援等の見込量	88
2 主な子育て支援サービス	90
第6章 計画の推進に向けて	91
1 計画の推進体制と進行管理	91
2 計画の推進に関連する事業	94

参考資料

1	計画の策定経過と策定体制	97
(1)	計画の策定経過	97
(2)	諮問書	99
(3)	答申書	100
(4)	門真市附属機関に関する条例（抜粋）	101
(5)	門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）	102
(6)	門真市障がい者地域協議会委員名簿	104
(7)	門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会設置要綱	105
(8)	門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会委員名簿	107
2	用語の解説	108

（本編中の用語には、初出のみに、右上に「＊」を付けています。）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、多様性を認め合う社会をめざして様々な取組が進められている中で、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会*の実現が求められています。

門真市においては、幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を示す「障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま」を基本理念に、障がい福祉施策の推進及び障がい福祉サービス等の充実を図ってきました。

国においては、障がいのある人に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下の通りとなります。

■障がい福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）

令和3 (2021) 年度	医療的ケア*児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行 ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）の改正（令和6（2024）年度施行予定） ・努力義務であった民間事業者の合理的配慮*の提供が法改正により義務化。障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ*に対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制*の整備）
---------------------	---

令和4 (2022) 年度	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法）の施行 ・障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策を示す 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等の一括改正（令和6（2024）年4月施行予定） ・障害者総合支援法*施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活支援拠点*の機能強化、医療保護入院*についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる
---------------------	---

社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障がいの重度化・重複化、8050問題*を例とした障がいのある人本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親亡き後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障がい*のある子どもに対する支援の充実、難病*患者などさまざまな障がいのある人への対応の強化が求められています。

大阪府においては、令和3（2021）年度を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む）が策定され、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障がい福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取組の方向性が示されました。

このたび、「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）の計画期間が令和5（2023）年度をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、障がい福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画、「第3期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画で、「障がい福祉サービス、相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標」「各年度における障がい福祉サービス、障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込み量」「地域生活支援事業等の見込み」等を一体的に定めるものです。

また、計画は、市政の基本方針を示す「門真市第6次総合計画」、「門真市第4期地域福祉計画」等の上位計画、関連計画との整合性を図り策定します。

■計画の要点

	障がい福祉計画（第7期）	障がい児福祉計画（第3期）
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度	
計画内容	○障がい福祉サービス並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み（推計値）と確保の方策 ○地域生活支援事業について、各事業の実施の有無等に関する事項	○障がい児通所支援並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み（推計値）と確保の方策

(2) 計画の対象

本計画における「障がい」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障がい*、知的障がい*、精神障がい*、発達障がい、高次脳機能障がい*、その他の心身の機能の障がい（政令で定める難病などによる障がいを含む）とします。また、「障がいのある人（障がい者、障がい児）」とは、障がい及び社会的障壁*により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を示します。

なお、この計画の推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要であるため、門真市内で暮らし、学び、働き、憩うすべての人を対象とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となります。

■計画期間

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	第4次障がい者計画						第5次 障がい者計画		
	第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画		
	第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画		

3 計画の基本的な考え方

(1) 国・大阪府の基本的な考え方

障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画並びに児童福祉法に基づく障がい児福祉計画の策定にあたっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号 最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「国の基本指針」という。）を示しています。

国の基本指針では、障がいのある人の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するための「活動指標」として、障がい福祉サービス等の必要量の見込みを定めることとしています。

■障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本方針見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障がいを有する者への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築	・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記 ・都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記
③福祉施設から一般就労*への移行等	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・就労選択支援の創設への対応 ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョン*の推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニング*など家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進 ・発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
⑦障がい者等に対する虐待の防止	・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障がい福祉サービスの質の確保	・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援*ガイドライン等を活用した研修等の実施
⑩障がい福祉人材の確保・定着	・ICT*やロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握 ・障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障がい特性に配慮した意思疎通支援*及び支援者の養成等の促進

また、国の基本指針に基づき大阪府も「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」（以下「府の考え方」という。）を示しており、本計画は、国の基本指針及び府の考え方を踏まえた成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定めます。

(2) 本市における基本的な考え方

計画の理念については、すべての障がいのある人の総合的な分野の計画である「門真市第4次障がい者計画」の基本理念である『一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま』を踏まえ、すべての障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、一人ひとりに合った必要な支援の体制づくりをめざします。

同時に、行政のみならず、地域住民、ボランティア団体、障がいのある当事者、サービス提供事業者、医療・福祉・保健・教育・就労等関係機関等が連携・協力し合い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共に生きる社会づくりをめざします。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を総合的に推進するため、次の4つの点を重視します。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会」を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの提供の確保に努めます。

また、障がいのある人が必要な障がい福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参加が促進できるよう、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい者手帳の所持者に限らず、発達障がいのある人や強度行動障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病等の疾患及び障がいのある子どもが、身近な地域で障がい種別によらない一元的なサービスを受けることができるように、市が実施主体の基本となり、サービスの充実に努めます。

また、障がい福祉サービス等の活用が促進されるように、障がいのある人及びその家族等に必要な情報提供を進めるとともに、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援体制の構築をめざします。

③ 包括的ケアのシステムづくりの推進

障がいのある人の自立支援の観点から、引き続き、地域生活への移行や地域生活の維持、就労支援など、総合的に支えるため、地域生活支援の拠点づくりをはじめ、相談体制、地域住民や団体等との連携による共生社会*づくり、また、介護・医療・福祉・教育等との連携など地域の社会資源を最大限に活用した包括的なケアのためのシステムづくりを進めます。

④ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な療育支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域社会への参加や「共に学び、共に育つ」教育環境の充実に努め、ライフステージ*に沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、障がい者施策への市民意識や障がいのある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握することを目的に、障がい者関係団体や関係事業者に対するアンケート調査等を実施し、計画策定の参考としました。

策定体制については、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される「門真市障がい者地域協議会*」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント*）を実施しました。

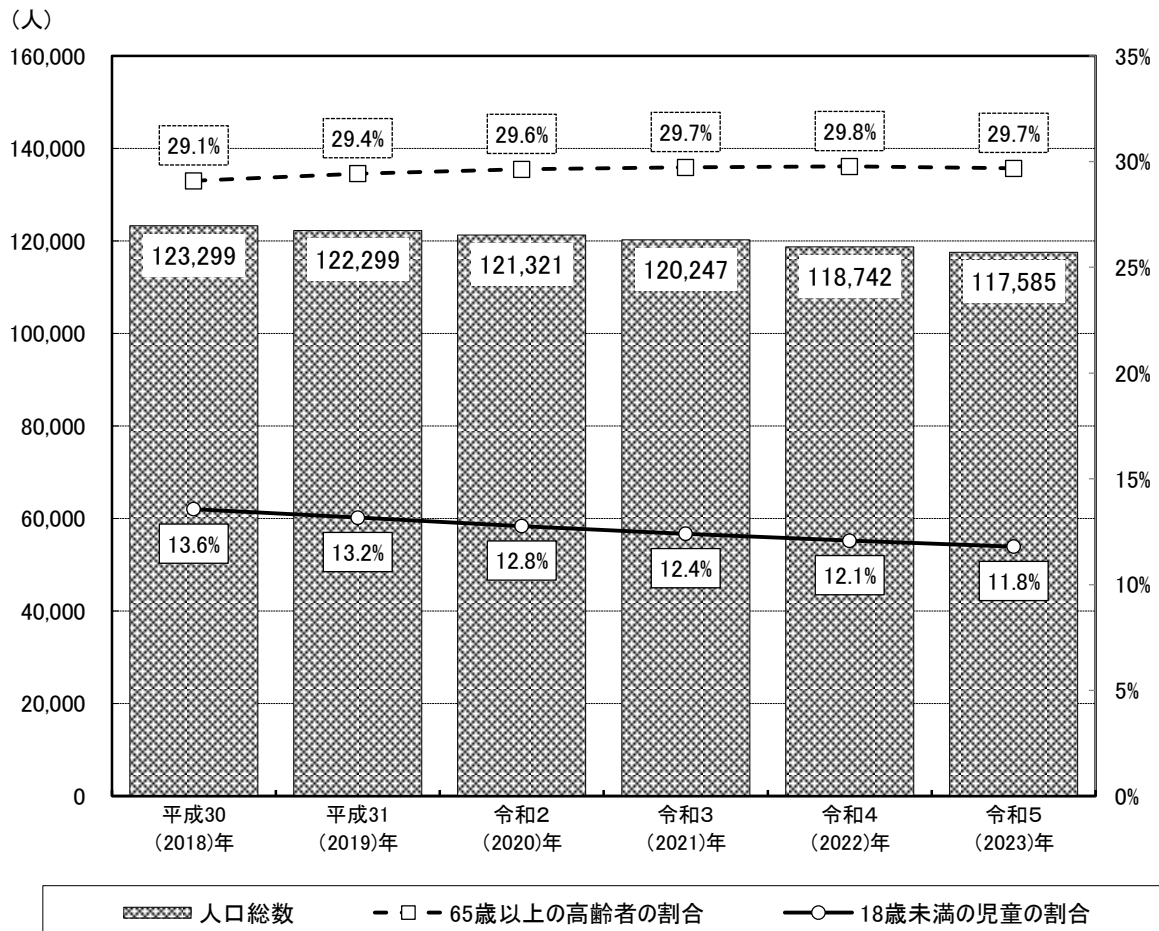
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がいのある人等の状況

(1) 総人口と高齢化等の状況

門真市の人口総数は、令和5（2023）年4月1日現在117,585人で、減少傾向にあります。また、年齢別人口構成については、65歳以上の高齢者の割合が29.7%、18歳未満の児童の割合が11.8%となっています。

■人口総数と年齢別構成の推移



※住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

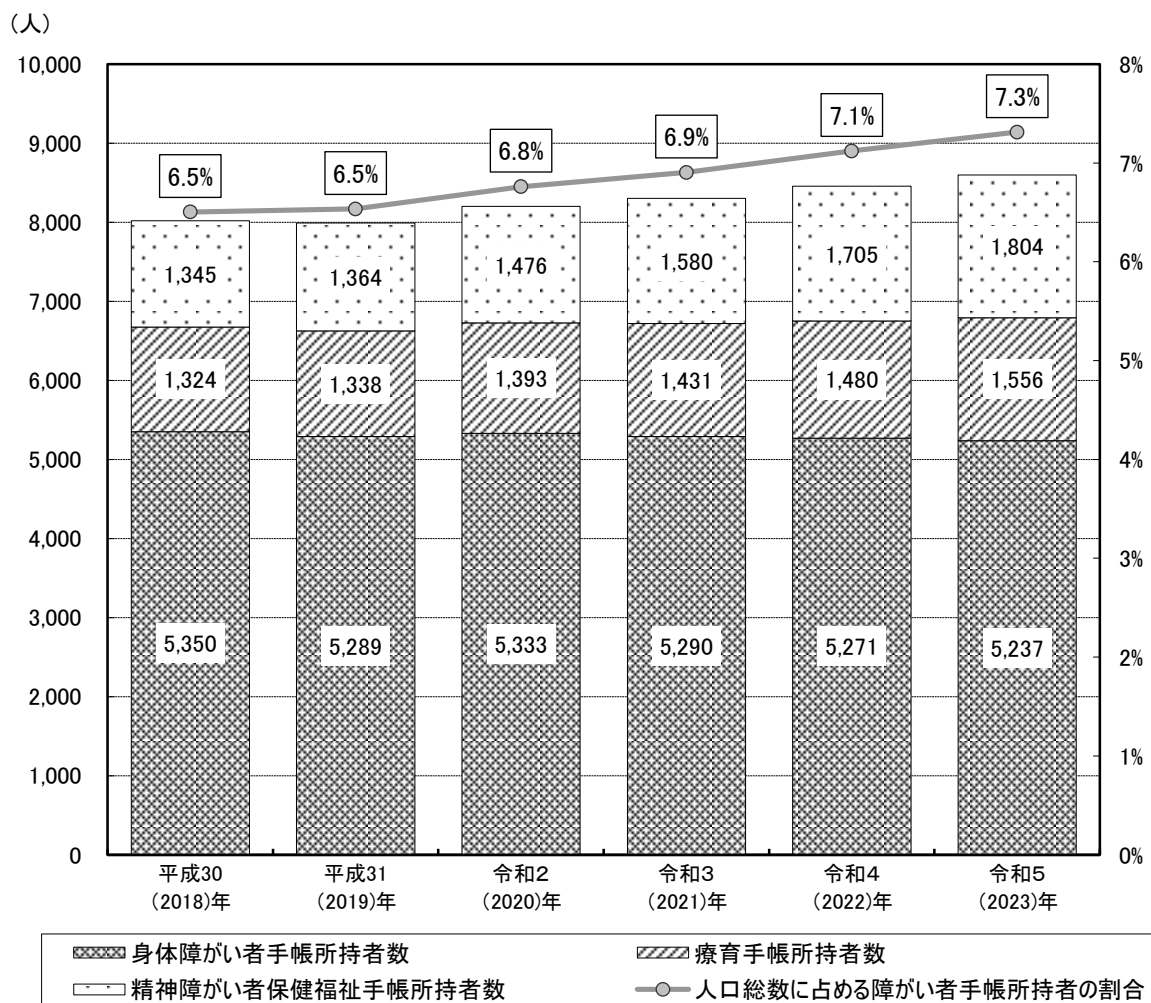
(2) 障がいのある人の状況

① 障がいのある人の数

障がいのある人のうち、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5（2023）年4月1日現在で8,597人（重複所持者を含む）、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は7.3%となっています。

これに対し、全国の障がい者手帳所持者数の合計は令和4（2022）年4月1日現在7,386,621人（重複分を含む）で、我が国の総人口の5.9%となり、本市は全国平均より、より多くの障がいのある人が暮らすまちであると言えます。

■各障がい者手帳所持者数の推移



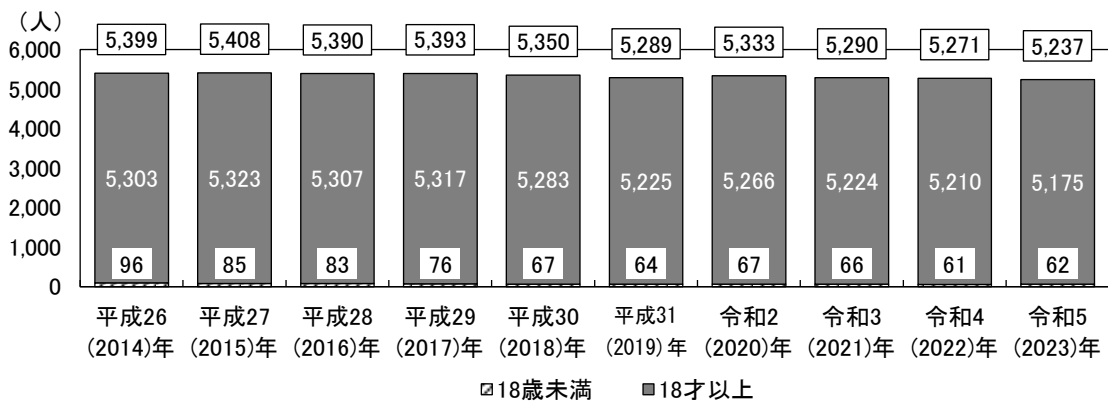
※各年4月1日現在

② 身体障がいのある人

身体障がい者手帳所持者数は、令和5（2023）年4月1日現在で5,237人となっています。そのうち、18歳未満が62人、18歳以上が5,175人となっています。また、65歳以上は3,750人で、身体障がい者手帳所持者全体の71.6%を占めています。

身体障がい者手帳所持者数は、平成27（2015）年をピークに、平成28（2016）年以降は横ばい傾向にあります。また、18歳未満は平成26（2014）年以降減少傾向となっています。18歳以上も平成27（2015）年の5,323人をピークに、その後は減少に転じています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移



※枠線で囲んだ数字は身体障がい者手帳所持者数総数を表す。
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

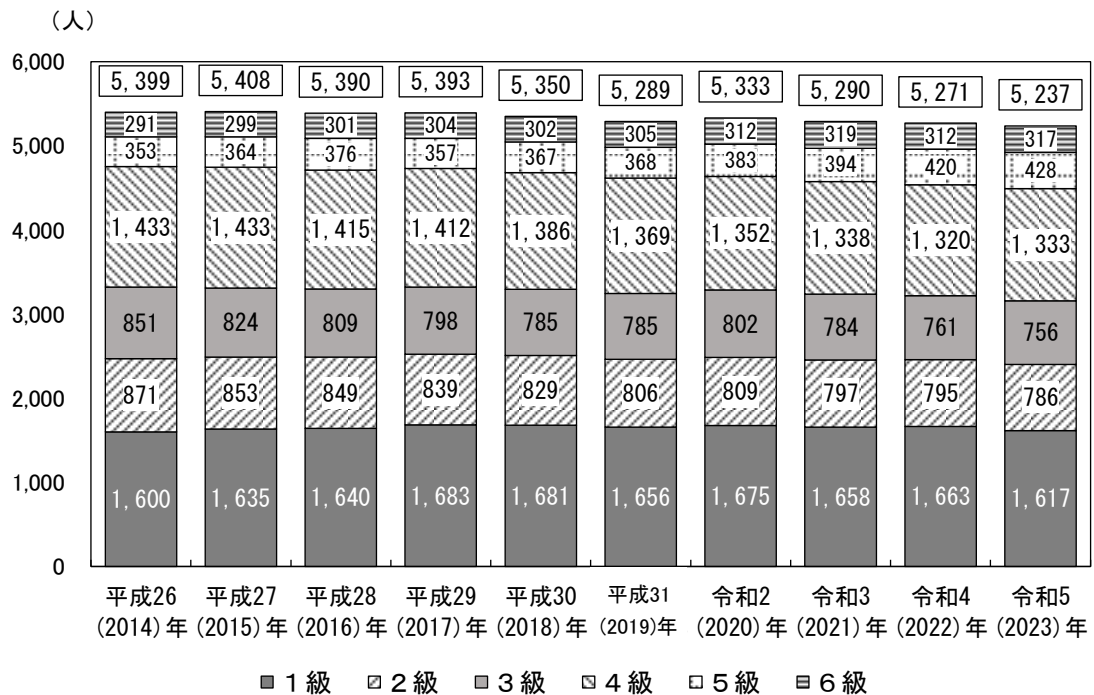
身体障がい者手帳1級及び2級の重度の人は、令和5（2023）年4月1日現在で2,403人、重度率（身体障がい者手帳所持者全体に占める重度者の割合）は45.9%となっており、重度者数、重度率ともに減少に転じましたが、平成27（2015）年以降、概ね46%台で推移しています。

■重度率の推移

	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
身体障がい者手帳所持者数(1級及び2級)(人)	2,471	2,488	2,489	2,522	2,510	2,462	2,484	2,455	2,458	2,403
重度率(%)	45.8	46.0	46.2	46.8	46.9	46.5	46.6	46.4	46.6	45.9

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

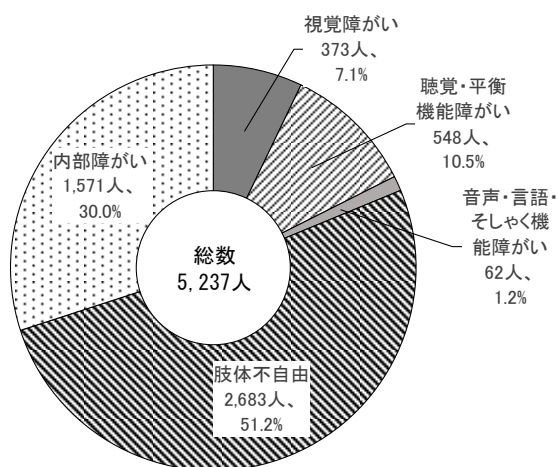
■障がい程度別 身体障がい者手帳所持者数の推移



※枠線で囲んだ数字は身体障がい者手帳所持者数総数を表す。
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

令和5（2023）年4月1日現在の障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成をみると、「肢体不自由」が51.2%で最も多く、半数を超えています。次いで「内部障がい*」が30.0%、「聴覚・平衡機能障がい」が10.5%、「視覚障がい」が7.1%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.2%となっています。

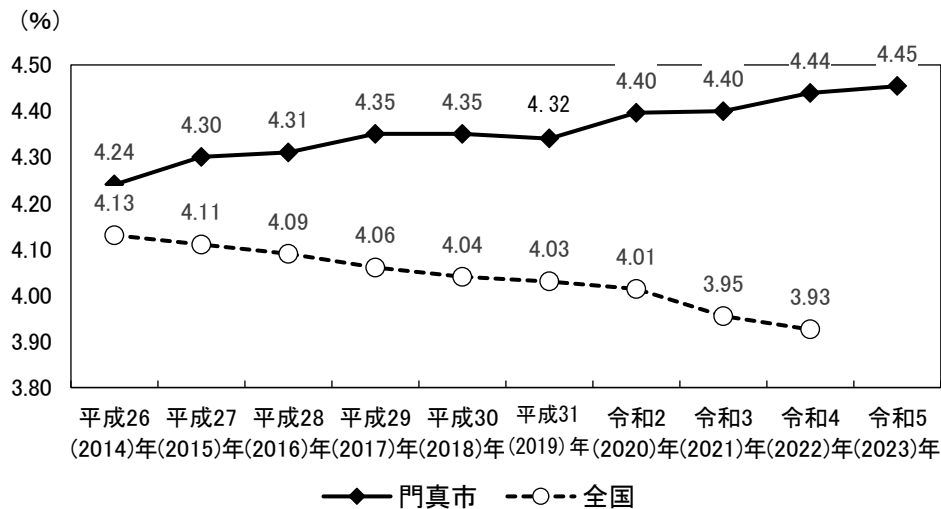
■障がいの種類別 身体障がい者手帳所持者の構成



資料：障がい福祉課（令和5年4月1日現在）

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合（以下、対人口割合）をみると、全国では減少傾向であるのに対し、本市は増加傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在で4.45%となっています。また、全国と比べて高い割合となっています

■身体障がい者手帳所持者の対人口割合の推移



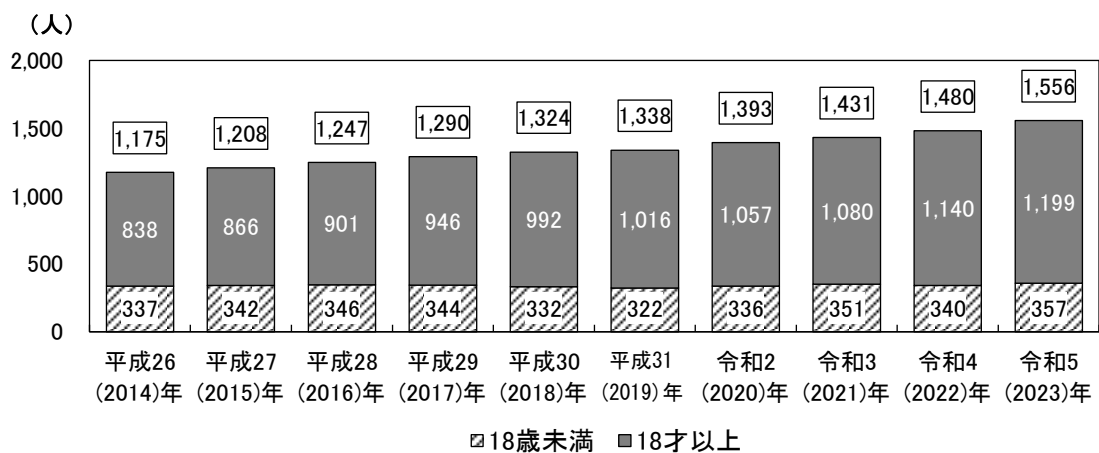
資料：門真市は障がい福祉課（各年4月1日現在）、人口は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）による。全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、人口は総務省統計局による人口推計値（各年4月1日現在）による。

③ 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は増加を続け、令和5（2023）年4月1日現在で1,556人となっています。そのうち、18歳未満が357人、18歳以上が1,199人となっています。また、65歳以上は84人で、療育手帳所持者全体の5.4%を占めています。

令和5（2023）年4月1日現在の療育手帳所持者数は前年より76人増加し、増加率は5.1%となっています。また、18歳から65歳未満の手帳所持者数の増加が顕著となっています。

■療育手帳所持者数の推移



※枠線で囲んだ数字は療育手帳所持者数総数を表す。
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

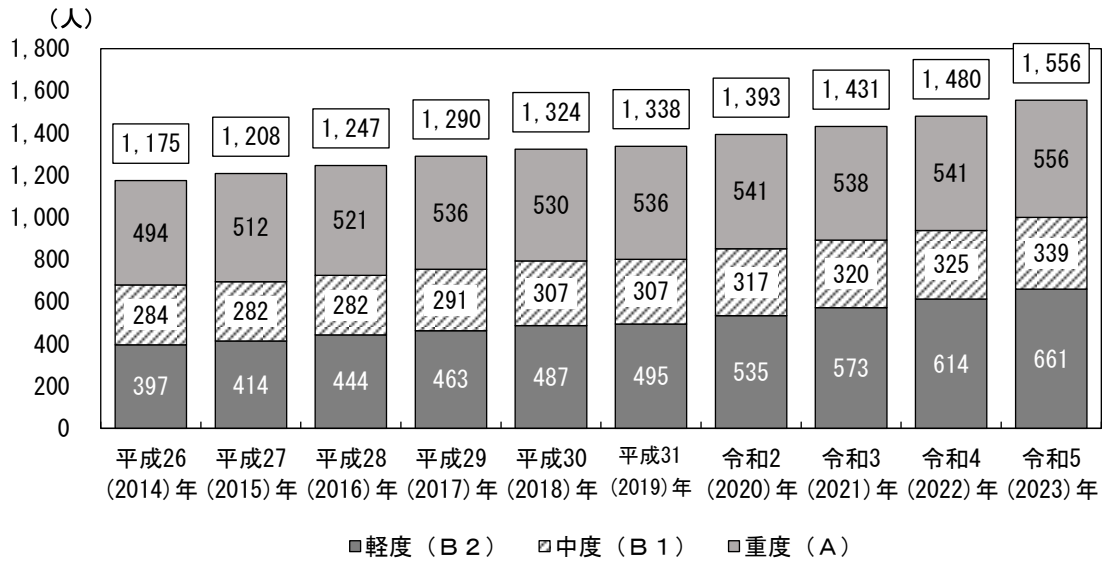
重度（A）の人は、令和5（2023）年4月1日現在で556人となっており、重度率（療育手帳所持者全体に占める重度者の割合）は35.7%を占めています。重度者数は増加傾向にありますが、療育手帳所持者全体の増加が大きいため、平成26（2014）年以降の重度率は減少傾向となっています。

■重度率の推移

	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
療育者手帳所持者数（重度）（人）	494	512	521	536	530	536	541	538	541	556
重度率（%）	42.0	42.3	41.8	41.6	40.0	40.0	38.8	37.6	36.6	35.7

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

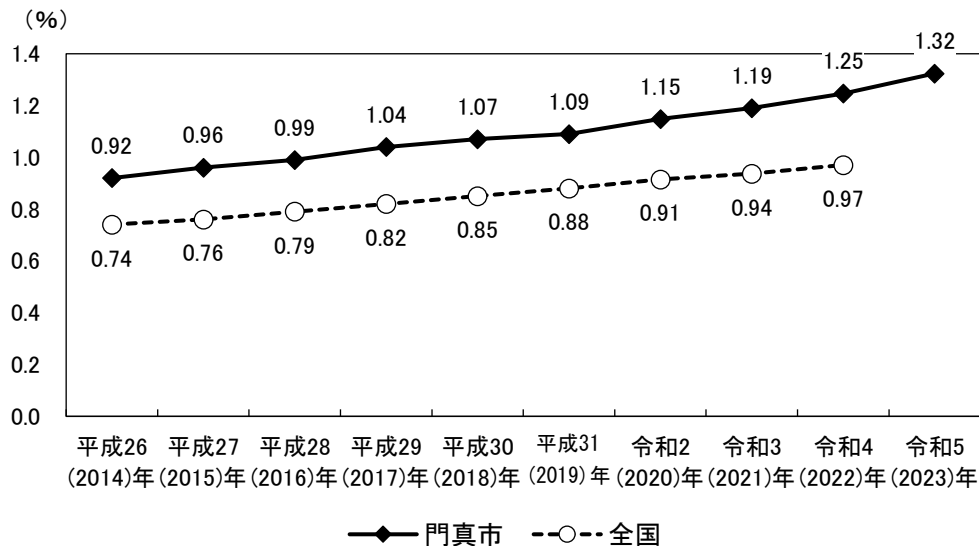
障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移



※枠線で囲んだ数字は療育手帳所持者数総数を表す。
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者の対人口割合は増加傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在で1.32%となっています。全国も同様に増加傾向にありますが、本市のほうが高い割合となっています。

療育手帳所持者の対人口割合の推移

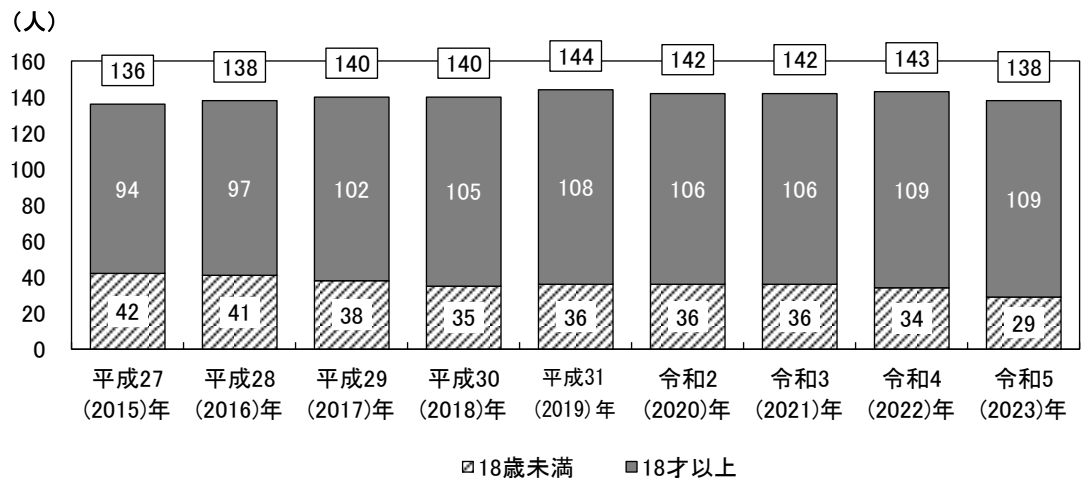


資料：門真市は障がい福祉課（各年4月1日現在）、人口は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）による。全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、人口は総務省統計局による人口推計値（各年4月1日現在）による。

④ 重症心身障がい*のある人

令和5（2023）年4月1日現在の、身体障がい者手帳の1・2級かつ療育手帳のAを所持している重度の心身障がいのある人は138人となっています。そのうち、18歳未満は29人となっており、減少傾向にあります。一方、18歳以上は、年々わずかに増加しており109人となっています。

■重症心身障がいのある人の推移



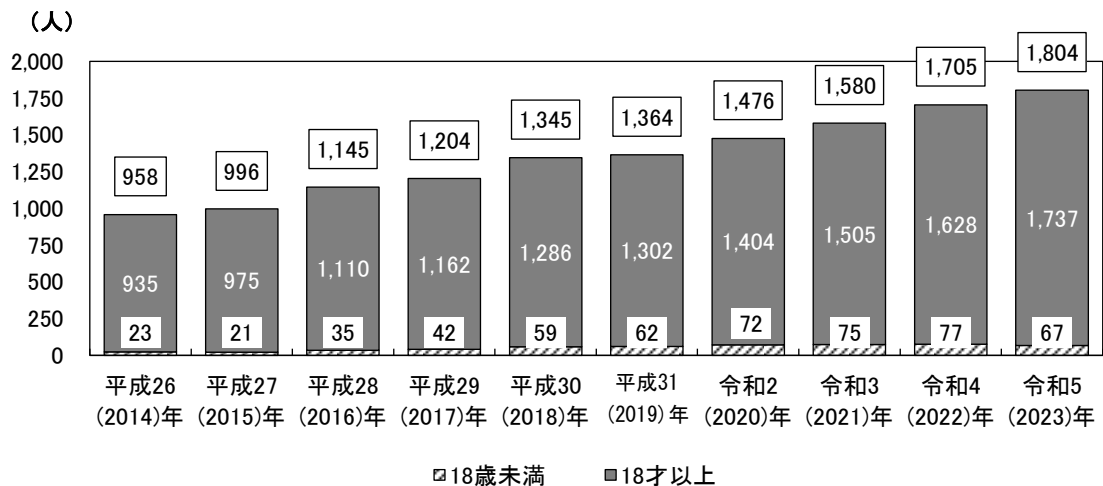
※枠線で囲んだ数字は重症心身障がいのある人の総数を表す。
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

⑤ 精神障がいのある人

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在で1,804人となっています。そのうち、18歳未満が67人、18歳以上が1,737人となっています。また65歳以上は244人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者全体の13.5%を占めています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の増加の伸びは、平成26（2014）年以降を平均すると94人となっており、身体障がい者手帳所持者や療育手帳所持者と比べて増加数が大きくなっています。また、自立支援医療費の受給者数は、令和5（2023）年4月1日現在で2,907人となっており、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の1.6倍となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



※枠線で囲んだ数字は精神障がい者保健福祉手帳所持者数総数を表す。
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

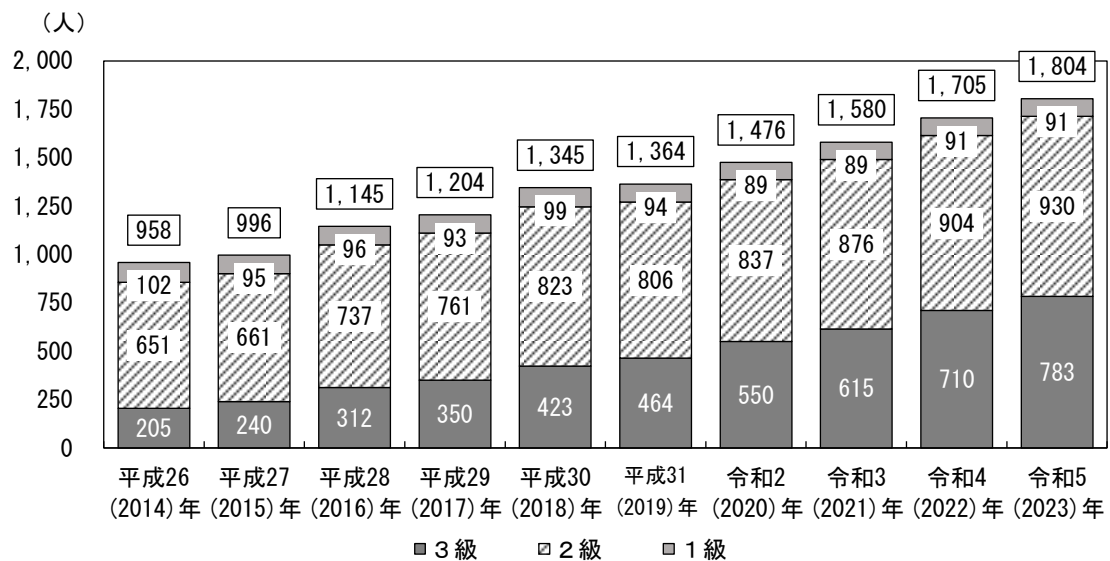
精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の人は、令和5（2023）年4月1日現在で91人、重度率（精神障がい者保健福祉手帳所持者全体に占める重度者の割合）は5.0%となっています。重度者数、重度率ともに減少傾向にあります。

■重度率の推移

	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
精神障がい者保健福祉手帳所持者数(1級)(人)	102	95	96	93	99	94	89	89	91	91
重度率(%)	10.6	9.5	8.4	7.7	7.4	6.9	6.0	5.6	5.3	5.0

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

■障がいの程度別 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

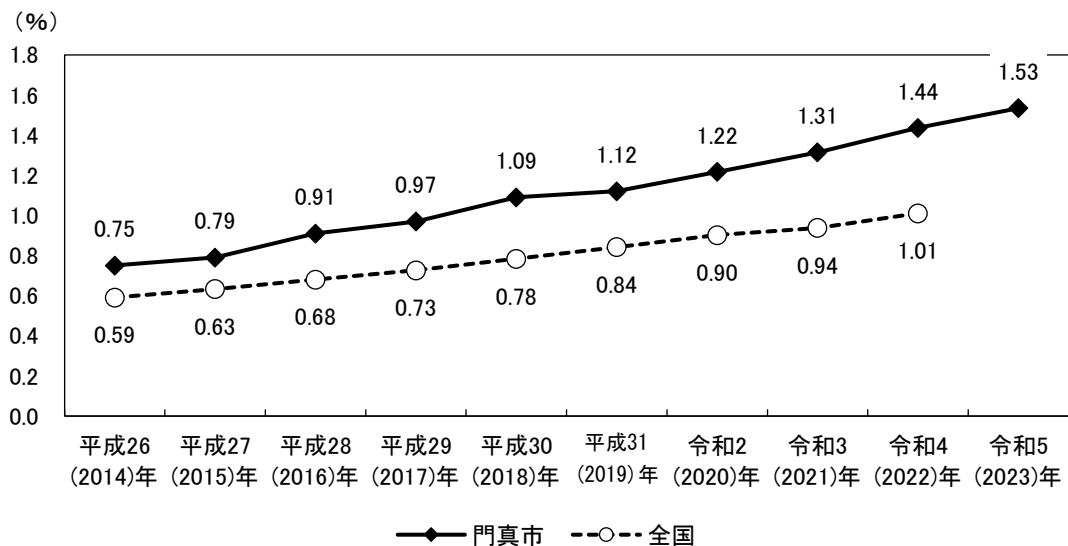


※枠線で囲んだ数字は精神障がい者保健福祉手帳所持者数総数を表す。

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合は、令和5（2023）年4月1日現在で1.53%となっています。全国も同様に増加傾向にありますが、本市のほうが高い割合となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移



資料：門真市は障がい福祉課（各年4月1日現在）、人口は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）による。全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生業務報告（衛生行政報告例）」（年度末交付者数から有効期限切れの人を除いた数）、人口は総務省統計局による人口推計値（各年4月1日現在）による。

⑥ 難病等の疾患のある人

保健所による医療費助成の対象者数は、平成29（2017）年4月1日現在の1,108人から、令和5（2023）年4月1日現在の1,148人へと40人増加しています。背景として、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づき指定される指定難病が順次、拡大されたことによる影響が大きいと考えられます。

また、障害者総合支援法による福祉サービスの対象疾患も、難病法に基づく医療費助成対象疾病と同様に対象が拡大されています。

難病等のみによる障がい福祉サービスの利用者数は、令和3（2021）年度4名、令和4（2022）年度4名となっています。途中で身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳を取得した方や就労によりサービス終了となる方があり、令和5（2023）年4月1日現在の利用者数は1名となっています。

サービス利用開始後に障がい者手帳を取得する方がほとんどであり、難病等のみによる障がい福祉サービス利用者数は横ばいもしくは微増となることが予測されます。

■保健所による医療費助成対象者数（難病等）の推移

年月日 項目	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
対象者数（人）	1,108	1,011	1,054	1,067	1,126	1,197	1,148

※各年4月1日現在
資料：障がい福祉課

■難病法に基づく医療費助成対象疾病（指定難病）

年月日 項目	平成27 (2015)年 1月1日から	平成27 (2015)年 7月1日から	平成29 (2017)年 4月1日から	平成30 (2018)年 4月1日から	令和元 (2019)年 7月1日から	令和3 (2021)年 11月1日から
疾病数	110	306	330	331	333	338

※治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

資料：障がい福祉課

■障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス対象疾病（難病等）

年月日 項目	平成27 (2015)年 1月1日から	平成27 (2015)年 7月1日から	平成29 (2017)年 4月1日から	平成30 (2018)年 4月1日から	令和元 (2019)年 7月1日から	令和3 (2021)年 11月1日から
疾病数	151	332	358	359	361	366

資料：障がい福祉課

2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況

(1) 第6期障がい福祉計画

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行者数は、計画目標を達成できていませんが、施設入所者の削減数は目標値を上回っています。

■第6期計画における成果目標

項 目		目標	実績	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	70人	69人	令和元(2019)年度末→令和4(2022)年度末時点
目標値	①令和5(2023)年度末の地域生活移行者数 (B)	5人	3人	施設からグループホーム等へ移行した者の数(累計)
		7.1%	4.3%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和5(2023)年度末の削減見込数 (C)	1人	3人	施設入所者の削減見込数
		1.4%	4.3%	削減割合 (C/A)

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標については、国の基本指針や実績、ニーズ等を踏まえ、大阪府が設定しています。

■第6期計画における成果目標

項 目	目標	実績	考え方
精神病床における1年以上長期入院患者数	75人	89人	大阪府が設定

■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度
		計画	実績	計画	実績	計画
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	人/年	15人	16人	15人	19人	26人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

平成31（2019）年4月にグループホーム、短期入所、相談支援等、居住支援のための機能を集約した多機能型の地域生活支援拠点を設置しました。

地域生活支援拠点における地域移行や親元からの自立等をめざすための体験の機会・場の提供などを含めた質の向上を図るとともに、地域との交流機会の確保など、適切な運営を図るため、門真市障がい者地域協議会において、地域生活支援拠点で実施する日中サービス支援型グループホームの運営状況については令和元（2019）年度より、地域生活支援拠点の機能については令和2（2020）年度より年1回協議を行っています。

■第6期計画における成果目標

事項	令和5（2023）年度	実績	考え方
地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	多機能型

■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度		令和5（2023）年度
		計画	実績	計画	実績	計画
地域生活支援拠点等の機能の充実のための検証および検討回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回

④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和3（2021）年度末実績の時点では、目標は達成していません。

就労継続支援B型事業所における工賃*の平均額は、令和3（2021）年度末の実績で11,587円と目標値を上回っています。

■第6期計画における成果目標

項 目	数値		考え方
	計画	実績	
福祉施設から一般就労に移行する者の数	41人	22人	令和元（2019）年度実績の1.27倍以上
うち就労移行支援事業利用者	27人	11人	令和元（2019）年度実績の1.30倍以上
うち就労継続支援A型利用者	11人	7人	令和元（2019）年度実績の1.26倍以上
うち就労継続支援B型利用者	3人	4人	令和元（2019）年度実績の1.23倍以上
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率	7割	8.6割	
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上	0割	
令和5（2023）年度の工賃の平均額	10,609円	11,587円	令和元（2019）年度の工賃実績の1.1倍以上

※実績値は大阪府が公表した令和3（2021）年度のもの

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターは、平成27（2015）年に3月に開設し、平成31（2019）年4月の地域生活支援拠点の開設に伴い、移転しました。引き続き、基幹相談支援センターにて地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務及び指導助言を行い、関係機関とのネットワークの構築の強化、相談支援体制の充実をめざします。

■第6期計画における成果目標

事項	計画	実績	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	1か所	

■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度		令和5（2023）年度
		計画	実績	計画	実績	計画
基幹相談支援センターの設置	設置有無	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	76件	33件	80件	52件	84件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	20件	40件	21件	26件	22件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	39回	27回	40回	74回	42回

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本市では、障がい福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上を図っています。さらに、障がい福祉サービスの質を向上させるため、門真市障がい者地域協議会において研修の実施や各事業所連絡会にて様々な取り組みが行われています。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を、事業者の適正な運営と利用者保護の観点から、対象となる事業者に対して、適宜必要な助言・指導等を行っています。今後はさらに審査結果の分析および障がい福祉サービス事業者等と共有する体制づくりに努めていきます。

■第6期計画における成果目標

事項	計画	実績
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。 ・大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上をめざす。 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し障がい福祉サービス事業者等と共有する体制づくりをめざす。	・障がい福祉サービス等の研修へ参加および、門真市障がい者地域協議会・各事業者連絡会において研修実施等の様々な取り組みを実施。 ・障害者自立支援審査支払等システムの審査結果は適宜助言指導を行った。

■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度
		計画	実績	計画	実績	計画
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	5人	5人	5人	14人	5人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	無	無	無	無	無
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の年間共有回数	回/年	0回	0回	0回	0回	0回

(2) 第2期障がい児福祉計画

① 児童発達支援センターの整備

平成26（2014）年度に開設した門真市立こども発達支援センターは、障がい児支援の拠点施設として、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業等を実施しています。

■第2期計画における成果目標

	令和5（2023）年度	実績
児童発達支援センター	1か所	1か所

② 保育所等訪問支援

門真市立こども発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を実施しています。児童発達支援センターとしての機能もあるため、他事業所や市内の小中学校と連携の上、児童の支援を実施することが可能となっています。さらに市内3か所の事業所が保育所等訪問支援を実施しており、保育所等訪問支援を利用できる体制が構築できました。

■第2期計画における成果目標

	令和5（2023）年度	実績
保育所等訪問支援の充実	1か所	4か所

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所として門真市立こども発達支援センターが継続して児童を受け入れています。放課後等デイサービス事業所1か所の新規開設については、目標達成できませんでした。

以前から市内にある1か所に加えて、障がい福祉圏域には7か所の事業所があるため、これらの事業所を活用した支援を行いました。

■第2期計画における成果目標

	令和5(2023)年度	実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	0か所 但し、門真市立こども発達支援センターが継続して受け入れています。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	2か所	1か所

④ 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

平成29(2017)年度から設置されている協議の場として、門真市障がい者地域協議会の専門部会である「児童専門会議」を活用し、多職種と協働に向けた取組に努めています。

地域の課題や資源の抽出を行い、門真市障がい者地域協議会において、医療的ケア児等コーディネーター*の設置及び医療的ケア児等の現状と課題等を含めた協議を行っています。

■第2期計画における成果目標

	令和5(2023)年度	実績
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	有

⑤ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

令和4（2022）年度に「門真市立こども発達支援センター」に医療的ケア児等コーディネーター（医療関係）を配置しました。

■第2期計画における成果目標

	令和5(2023)年度	実績
関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	福祉関係 1名 医療関係 1名	福祉関係 0名 医療関係 1名

3 市民・事業者の意識

(1) 関係団体アンケート調査の主な結果

① 調査の概要

計画の策定に向けて、障がい者関係団体の会員が抱える課題や施策ニーズ、計画策定への意見等を把握するために、市内の5団体に対して実施しました。

■調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

調査対象	門真市身体障害者福祉会、門真市視力支援協会、門真市ろうあ部会、特定非営利活動法人門真市手をつなぐ育成会、門真クラブ・合同スタッフ会議
調査方法	電子メールによる配付・回収（電話による聴き取りを含む）
調査期間	令和5（2023）年8月
回収状況	有効回答数（回答率）：5件（100.0%）

② 主な結果

【団体活動上で困っていること】

- ・全5団体中、4団体が「新規メンバーの加入が少ない」、3団体が「メンバーが仕事・家事などで忙しい」「役員のなり手がいない」と答えています。
- ・障がい児福祉サービスが充実することにより、子育てでの困りごと等の相談が少なくなった、障がいのある子どもを育てていても働けるようになり、若い人が会につながらなくなったという意見も寄せられています。

【活動を通じて感じる地域の課題】

- ・3団体が「障がい者と健常者が交流する場が少ない」「障がい者の災害時に対する対策がとれていない」と答えています。
- ・訪問系サービスや移動支援、生活介護等について重度の障がいのある人に対応できる事業所が少ないため、利用を希望しても使えないのが現状との声があります。

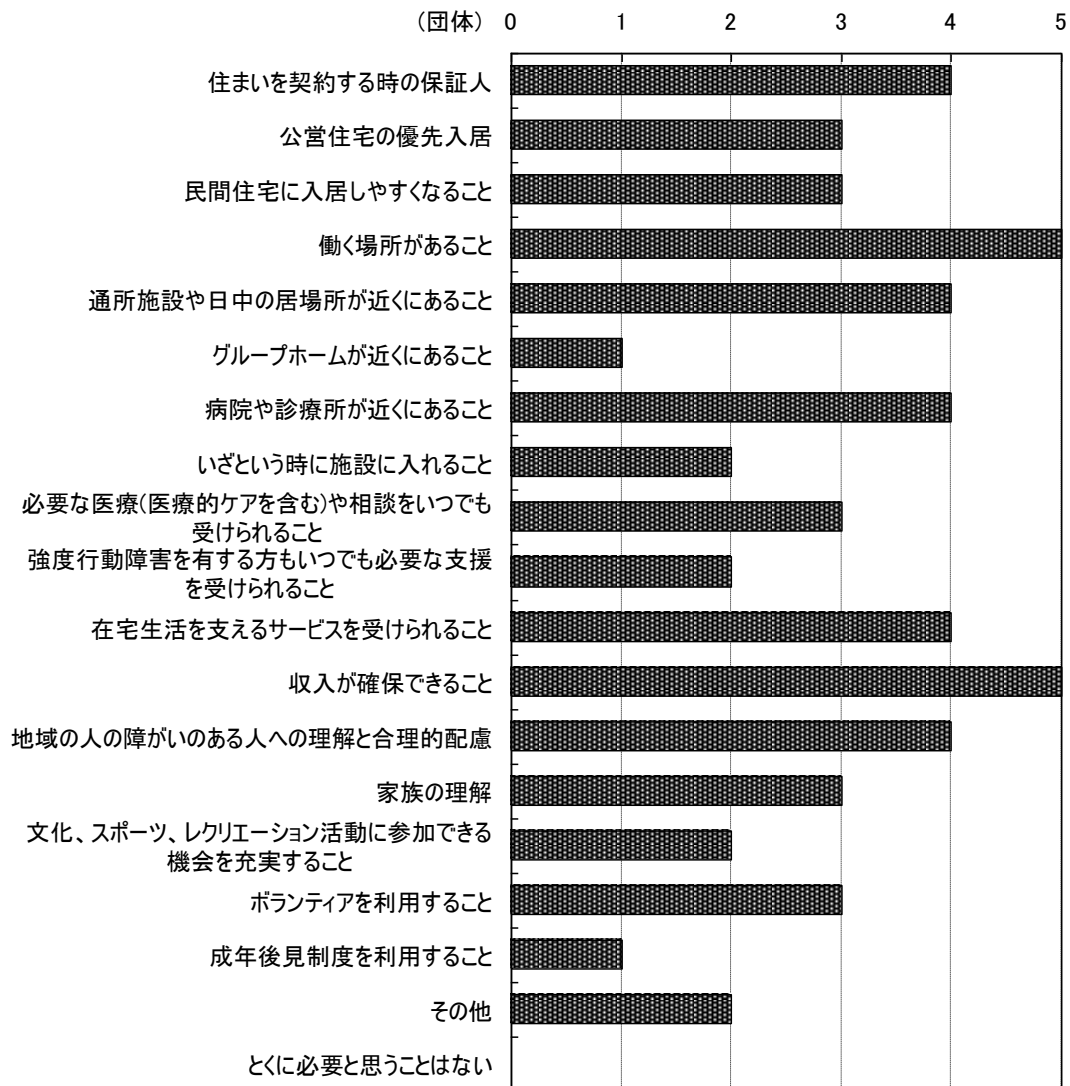
【障がいのある人が継続して働くために必要な支援や環境づくり】

- ・4団体が「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、3団体が「障がいの特性や能力などに応じた短時間勤務や勤務日数などの配慮」と答えています。

【将来の暮らしを実現するために必要なこと】

- ・全5団体が「働く場所があること」「収入が確保できること」、4団体が「住まいを契約する時の保証人」「通所施設や日中の居場所が近くにあること」「病院や診療所が近くにあること」「在宅生活を支えるサービスを受けられること」「地域の人の障がいのある人への理解と合理的配慮」と答えています。

◆障がいのある人が将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。



【ふだんの生活の中で差別や偏見などを感じること】

- ・「ときどき感じる」が3団体、「よく感じる」が2団体と、全5団体が生活の中で差別や偏見を感じると答えています。
- ・これに対する取組として、全5団体が「『障害者差別解消法』の周知」「障がい者や障がい特性に関する啓発」「どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示」が必要と答えています。

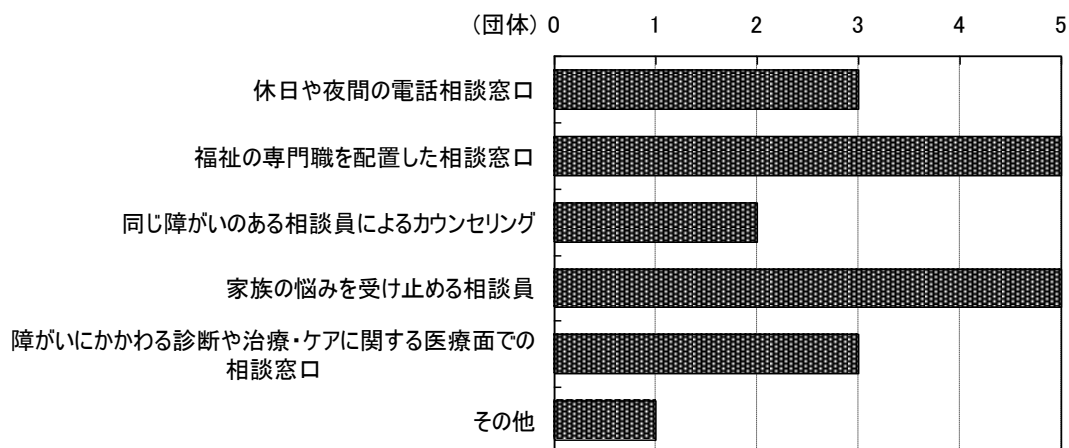
【障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと】

- ・4団体が「障がいのある人もない人も共に参加するイベントを開催する」「障がいに関する講演会や学習会などを開催する」、3団体が「学校での福祉教育を充実する」と答えています。

【今後の相談支援体制への希望】

- ・全5団体が「福祉の専門職を配置した相談窓口」「家族の悩みを受け止める相談員」、3団体が「休日や夜間の電話相談窓口」「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談窓口」と答えています。
- ・相談支援専門員が多くの担当を持っていることで、丁寧な支援が受けられない実態をどうにか改善してほしいとの声があります。

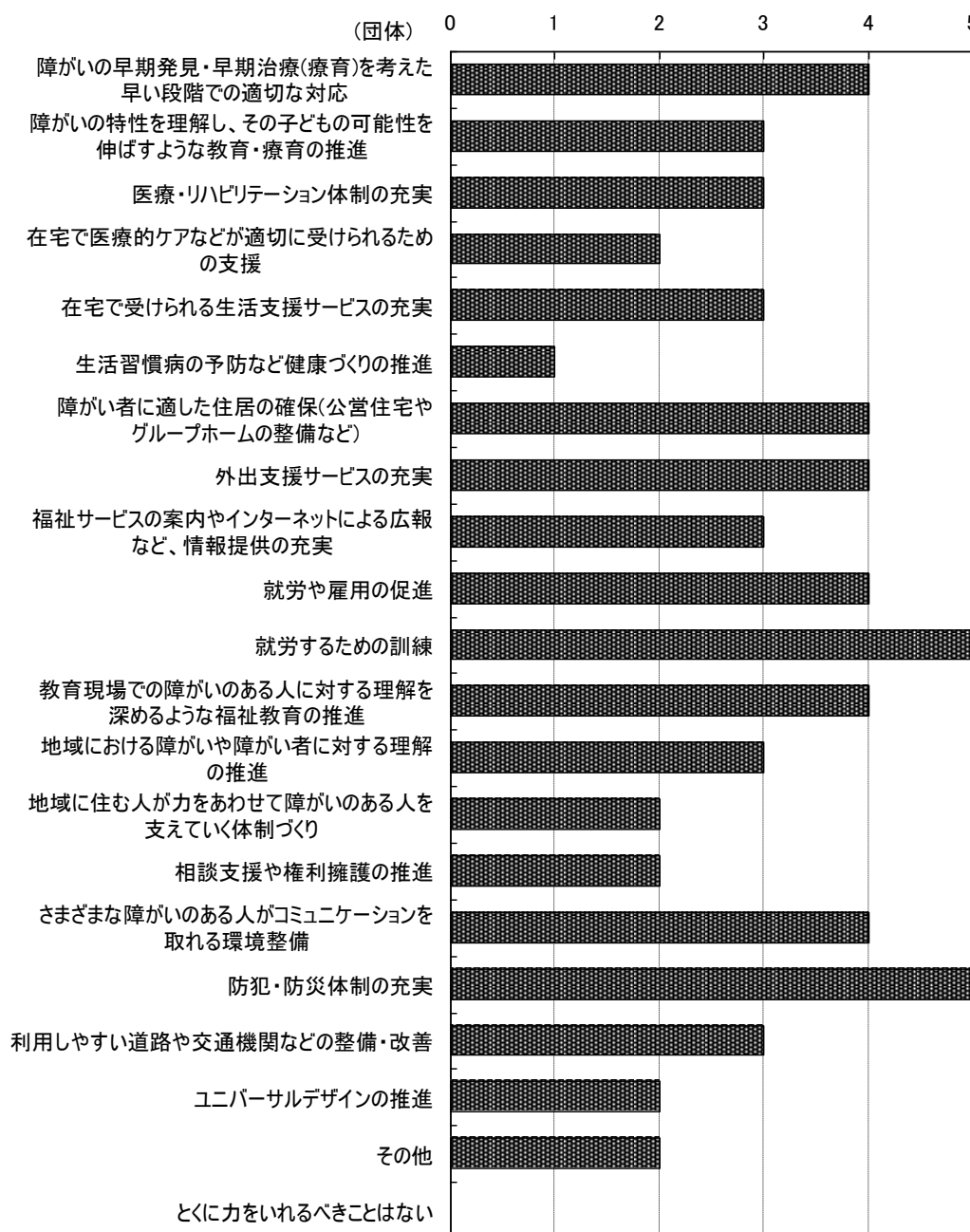
◆今後の相談支援体制について、どのようなことを希望しますか。



【障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの重点】

- ・全5団体が「就労するための訓練」「防犯・防災体制の充実」、4団体が「障がいの早期発見・早期治療(療育)を考えた早い段階での適切な対応」「障がい者に適した住居の確保(公営住宅やグループホームの整備など)」「外出支援サービスの充実」「就労や雇用の促進」「教育現場での障がいのある人に対する理解を深めるような福祉教育の推進」「さまざまな障がいのある人がコミュニケーションを取れる環境整備」と答えています。

◆障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めるためには、どのようなことに重点を置いたらよいと考えますか。



(2) 事業所アンケート調査の主な結果

① 調査の概要

計画の策定に向けて、障がい福祉に携わるサービス提供事業者がサービスを実施する上での課題や、今後の方向性、ニーズの把握を目的に主に市内の140事業所に対して実施しました。

■調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

調査対象	障がい福祉サービス事業所及び障がい児通所支援事業所（140 事業所）
調査方法	電子メール・回答はWEB回答フォームによる
調査期間	令和5（2023）年8月
回収状況	有効回答数（回答率）：86件（61.4%）

※アンケート調査結果の各設問の母数n (Number of caseの略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

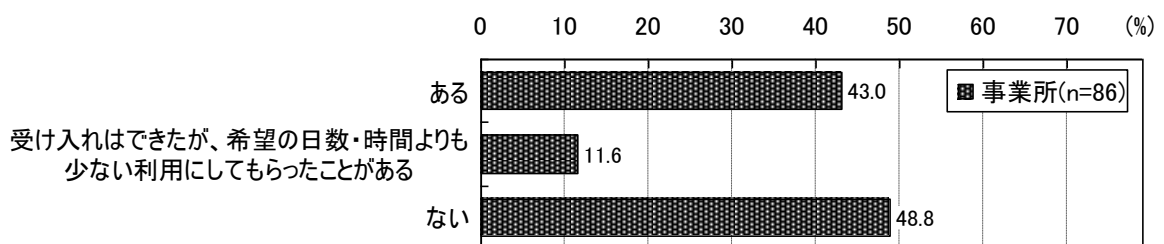
※属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を割愛しています。

② 主な結果

【利用者からの依頼に対して受け入れができなかったこと】

- ・「ない」が48.8%、「ある」が43.0%、「受け入れはできたが、希望の日数・時間よりも少ない利用にしてもらったことがある」が11.6%となっています。

◆貴事業所では、令和4（2022）年4月から現在まで、利用者からの依頼に対して、受け入れ（事業提供）できなかったことはありますか。



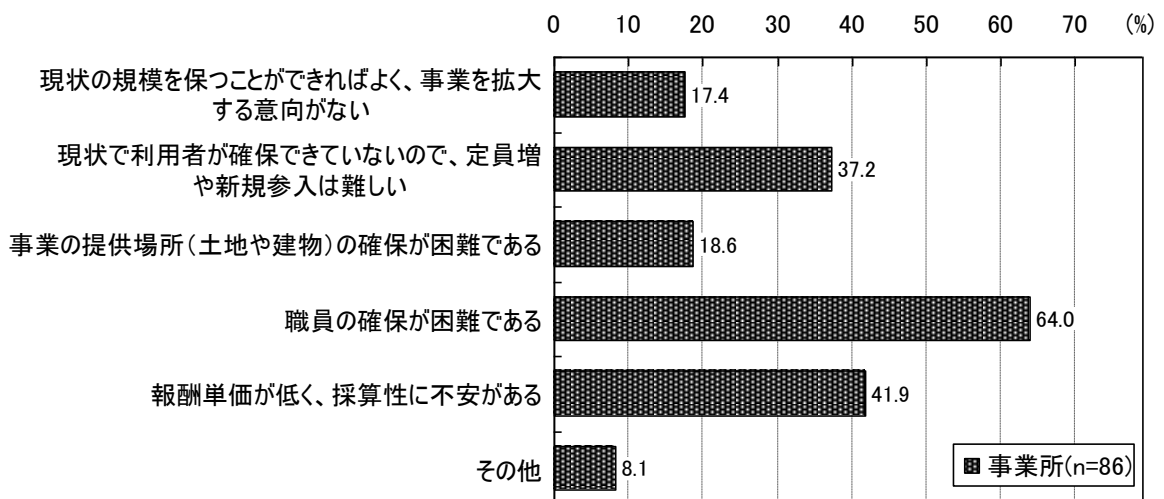
【医療的ケアの実施状況】

- ・「実施できない(実施予定もない)」が53.5%、「実施する必要性がない」が16.3%、「実施している」が9.3%、「未実施だが、今後実施予定である」が1.2%となっています。

【定員増員や新規参入が進まない理由】

- ・「職員の確保が困難である」が64.0%、「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が41.9%、「現状で利用者が確保できていないので、定員増や新規参入は難しい」が37.2%などとなっています。
- ・利用者の確保ができず、このままでは事業継続が不可能な状態という回答も寄せられています。

◆各サービスについて、今後の定員・新規参入予定についての意向をおうかがいしましたが、多くのサービスでは、あまり定員の増加が進んでいないのが現状です。それらの定員増員や新規参入が進まない理由は何ですか。



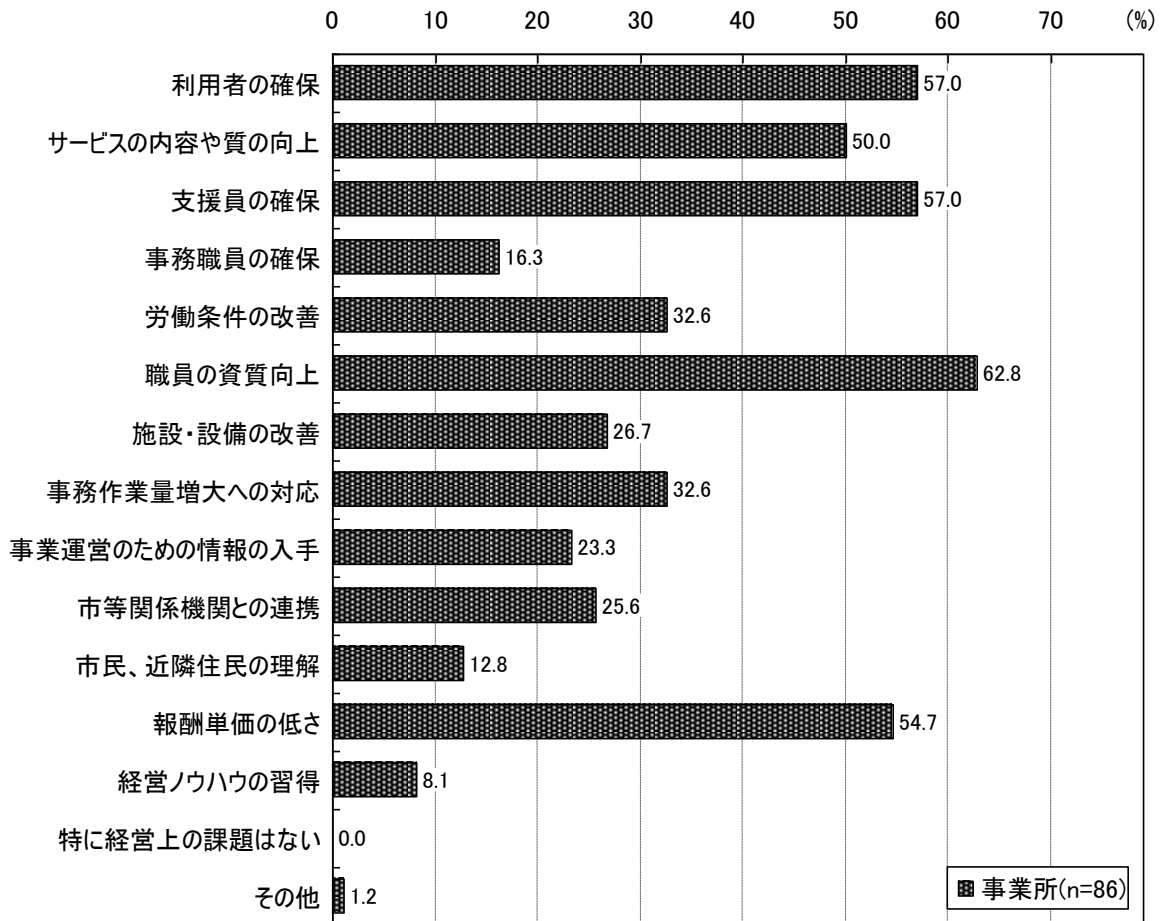
【サービスの質の向上のために取り組んでいること】

- ・「相談窓口の設置や職員の配置」が45.3%と最も多く、次いで「ヒヤリハット事案の共有や再発防止策の検討」が41.9%、「同事業者との交流機会への参加」が39.5%、「定期的なケアカンファレンスの開催」と「サービス担当者会議への参加」がそれぞれ38.4%などとなっています。

【改善したい経営上の課題】

- ・「職員の資質向上」が62.8%と最も多く、次いで「利用者の確保」と「支援員の確保」がそれぞれ57.0%、「報酬単価の低さ」が54.7%、「サービスの内容や質の向上」が50.0%、「労働条件の改善」と「事務作業量増大への対応」がそれぞれ32.6%などとなっています。

◆円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題は何ですか。



【事業運営にあたって必要な支援】

- ・「行政との情報共有」が66.3%、「事業運営に必要な情報提供」が61.6%、「職員の研修」が59.3%、「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」が38.4%となっています。

(3) 障がい児（者）アンケート調査の主な結果

① 調査の概要

前計画を策定した際に実施したアンケート調査の主な結果は次のとおりです。

■調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

	障がい者調査	障がい児調査
調査対象	令和元（2019）年12月1日現在、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する18歳以上64歳以下の方（無作為抽出）2,616名	令和元（2019）年12月1日現在、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する18歳未満の方（悉皆調査）384名
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和2（2020）年1月～2月	
回収状況	有効回答数（回答率） 1,191件（45.5%）	有効回答数（回答率） 175件（45.6%）

※アンケート調査結果の各設問の母数n (Number of caseの略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

※属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を割愛しています。

② 主な結果

【生活する上で困っていること】

- 障がいのある人に困っていることや心配に思っていることを尋ねたところ、「家族がいなくなった時の生活」が45.9%と最も高く、次いで「障がいや病気に関すること」が40.1%、「生活費などのやりくり（金銭管理）」が33.9%、「災害など緊急時の対応」が32.4%となっています。

【障がいのある人の就労意向】

- 障がいのある人に今後働くことについての考えを尋ねたところ、「障がいや病気などで働くことができない」が29.1%と最も高く、「障がいのある人に配慮された一般の職場で働きたい」が19.6%などとなっています。

【今後の相談支援体制に希望すること】

- ・障がいのある人では、「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談窓口」が30.5%と最も高く、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口」が25.1%となっています。
- ・障がいのある子どもでは、「福祉の専門職を配置した相談窓口」が47.4%、「家族の悩みを受け止める相談員」が45.7%、「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談窓口」が34.3%となっています。

4 今後の施策推進に向けた課題

国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民・事業者の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

① 地域生活を続けるための支援

地域で生活している障がいのある人にとっては、障がい特性に関わらず、地域での生活を継続し、本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。また、施設入所者や長期入院患者の地域移行を進めていく上で、重度障がいのある人の利用にも対応した訪問系サービスや日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助（グループホーム）など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要です。

とりわけ相談支援体制の充実については、地域福祉施策として進める重層的支援体制の整備の一環として、障がい者基幹相談支援センター*を核としながら、専門的な相談機能の充実と多機関連携による相談支援体制の構築を進めていく必要があります。

また、地域生活支援拠点については、緊急時の対応、各社会資源を結びつけるコーディネーターの設置など、機能強化が求められています。

② 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

障がいのある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性等に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

より多くの障がいのある人が就労し、また継続するために、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供義務化も含め、一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障がいのある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。

また、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制の確立、住まいや移動手段の確保など就労の基盤となる環境づくりも必要です。加えて、従来からの課題である就労継続支援B型の工賃向上に向けた一層の取組が必要です。

令和6（2024）年度の制度改正により「就労選択支援」事業の創設、短時間

就労を行う人の障がい者雇用率への算定対象化、一般就労中の人々の就労系福祉サービスの一時利用を認めるなど、障がいのある人に対する就労支援の枠組みが改められますが、関係機関・団体、事業者等との連携を通じて、新制度へいち早い対応を図っていく必要があります。

③ 障がい児支援の提供体制の整備等

重症心身障がいのある子どもや医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子どもなど、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。

令和6（2024）年度の児童福祉法の一部改正に伴い、児童発達支援センターが地域の障がいのある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、発達支援の入り口としての相談機能が求められています。

また、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう関係機関と協議を行い、連携を図りながら移行調整を進める必要があります。

今後とも福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援サービスや相談機能の充実など、重層的な支援体制の整備を推進する必要があります。

④ 医療的ケア児等に対する支援の拡充

令和3（2021）年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が施行され、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う自主的かつ主体的に実施する責務を負うことが初めて明文化されました。

本市では、門真市障がい者地域協議会の専門部会である児童専門会議で医療的ケア児に関する課題共有を図るとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援体制の整備に努めています。さらに、身体障がい児者親の会が設立され、当該団体からの医療的ケアが必要な肢体不自由児者のための施設設立等の要望もふまえ、医療的ケア児者や肢体不自由児者等に対する支援体制についての協議、検討を早急に進める必要があります。

⑤ 福祉サービスの提供体制の整備・充実

障がいのある人の福祉ニーズに対応し、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進を通じて、これまで計画的に事業所等の社会資源の整備は進められてきましたが、強度行動障がいや重度障がいのある人、医療的ケアの必要な人の実態把握やサービス利用ニーズの把握のもとに社会資源の充実に努める必要があります。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、主な介護の担い手である家族の高齢化等により家庭における介護負担が増す傾向があるなか、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることをふまえ、利用ニーズに即したグループホームの整備を促進する必要があります。

第3章 成果目標と活動指標

1 第7期障がい福祉計画

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、国の基本指針や大阪府の考え方に基づいて、令和8（2026）年度を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

項 目	令和8(2026) 年度目標	目標設定の考え方
入所者数	67人	・ 令和4(2022)年度末時点の入所者数(69人) から削減数を引いた数。
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	5人	・ 国・府の考え方では令和4(2022)年度末の施設入所者数(69人)の6%以上。
削減数	2人	・ 国の基本指針では令和4(2022)年度末の施設入所者数(69人)の5%以上。 ・ 府の考え方では令和4(2022)年度末の施設入所者数の1.7%以上。

目標実現に向けた取組

- 地域移行が進むよう、門真市障がい者地域協議会で事例検討などを通じてノウハウを蓄積するとともに、地域特性をふまえた課題集約と課題の解消に向けた取組を促進します。
- 地域移行が可能な障がい者支援施設入所者や精神科病院入院患者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域資源や利用可能な制度を周知し、地域移行への意欲向上に努めます。
- 重度の障がいのある人、強度行動障がいのある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進できるよう、適切な支援を提供できる人材を育成するための必要な研修について受講を促進します。

○障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種団体等とともに、引き続き障がいへの理解促進・啓発活動を実施します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標

項 目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
精神病床の1年以上入院患者数	80人 (府設定)	・国の基本指針では、令和2(2020)年度と比べて約3.3万人の減少をめざす。 ・府の考え方では、令和8(2026)年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定。市町村においては、長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。 (大阪府からのデータ提供)

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】			
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	1回	1回	1回	1回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	25人	26人	26人	26人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回	1回	1回	1回	
精神障がい者の地域移行支援の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人	
精神障がい者の地域定着支援の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人	
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）の月平均利用者数	55人	61人	68人	74人	
精神障がい者の自立生活援助の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の月平均利用者数	8人	12人	12人	12人	

目標実現に向けた取組

- 保健所と連携しながら、医療・保健分野における課題と、社会資源の活用・開発などの福祉分野における課題に取り組み、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりを推進します。
- 地域移行が可能な精神科病院長期入院患者について、利用可能な制度周知を行います。
- 精神障がいのある人が安心して地域で生活するための環境整備や地域住民への理解促進に取り組みます。

(3) 地域生活支援の充実

成果目標

項 目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1か所	・国・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	・国・府の考え方では、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上	・国・府の考え方では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討。
強度行動障がいをする者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備	・国・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいをする障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

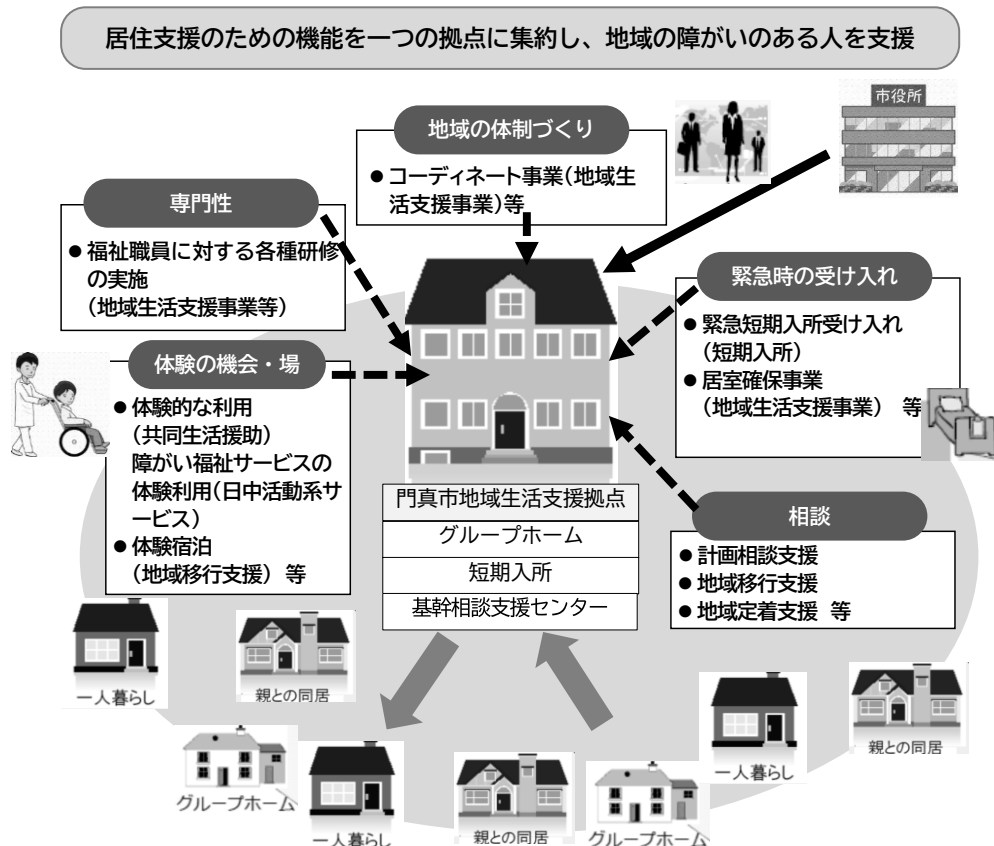
成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	1回	1回	1回	1回

目標実現に向けた取組

- 地域生活支援拠点の機能の充実のため、コーディネーターの配置に向けた検討を進めます。
- 緊急時における短期入所の受け入れについて、市域の事業所と検討を進めます。
- 市域における支援力を高める人材育成や、そのための研修を実施します。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がいのある人、医療的ケアを必要とする障がいのある人の状況や支援ニーズを把握するとともに、地域生活支援拠点の体制を含めた今後の支援のあり方を門真市障がい者地域協議会とともに検討します。

門真市地域生活支援拠点のイメージ図（多機能拠点整備型）



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標

項 目	令和8(2026) 年度目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数（全体）	29人	・国・府の考え方では、令和3(2021)年度実績（17人）の1.28倍以上。 （大阪府からのデータ提供）
年間一般就労移行者数（就労移行支援）	15人	・国・府の考え方では、令和3(2021)年度実績（8人）の1.31倍以上。 （大阪府からのデータ提供）
年間一般就労移行者数（就労継続支援A型）	9人	・国・府の考え方では、令和3(2021)年度実績（5人）の1.29倍以上。 （大阪府からのデータ提供）
年間一般就労移行者数（就労継続支援B型）	5人	・国・府の考え方では、令和3(2021)年度実績（3人）の1.28倍以上。 （大阪府からのデータ提供）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	6割	・国・府の考え方では、令和8(2026)年度における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割。
就労定着支援事業の利用者数	29人	・国・府の考え方では、令和3(2021)年度の1.41倍以上。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	2.5割	・国・府の考え方では、令和8(2026)年度における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上。
就労継続支援B型事業所における平均工賃額	13,000円	・大阪府独自で設定。 ・府の考え方では、大阪府が提供する市町村単位での令和8(2026)年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和3(2021)年度の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。 （大阪府からデータ提供あり）

目標実現に向けた取組

- ハローワーク*や障がい者就業・生活支援センター*をはじめ、相談支援事業所等とも連携を密にしながら、障がいのある人の就労の場の拡大や工賃の向上に向け、企業等への障がい者雇用に対する理解促進に努めます。
- 障がい者就業・生活支援センターを中心として、一般企業での就労や就労の継続が困難な人に対し、個々の状況に応じた日中活動の場の確保や一般就労、就労定着ができるよう支援に努めます
- 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対して、適正な運営や一般就労に向けた支援内容の質の向上を図れるよう支援します。
- 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。
- 「障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針」に基づき調達を推進します。
- 就労専門部会にて地域の就労支援の課題を明らかにし、各機関と連携しながら課題に取り組み、障がいのある人の就労を支援します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

項 目	令和8(2026) 年度目標	目標設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済	・国・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置。
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保	・国・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。
地域自立支援協議会*における体制の確保	体制の確保	・国・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保。

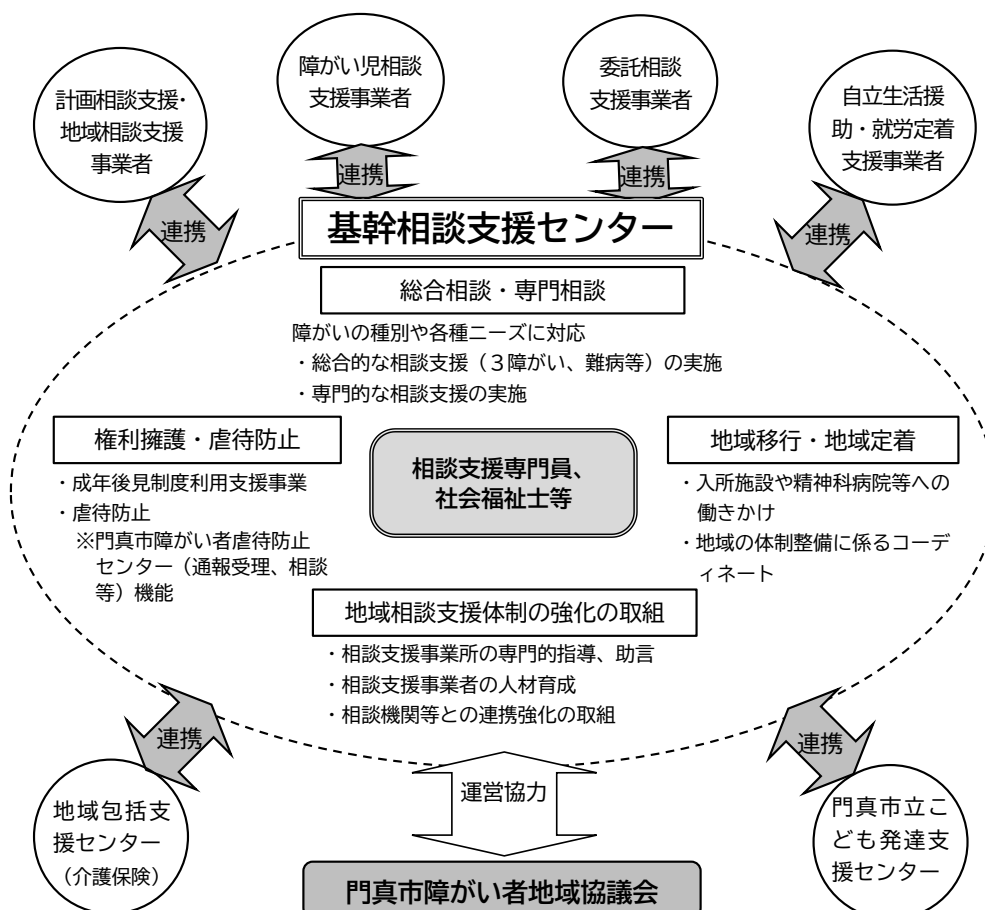
成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	設置済
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	20件	21件	22件	22件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	70件	73件	75件	75件
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	70回	73回	75回	75回
個別事例の支援内容の検証の年間実施回数	120回	120回	120回	120回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	2人	2人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間実施回数	1回	2回	3回	4回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間参加事業者・機関数	18社	20社	35社	35社
協議会の専門部会の設置数	7	7	7	7
協議会の専門部会の年間実施回数	61回	64回	64回	64回

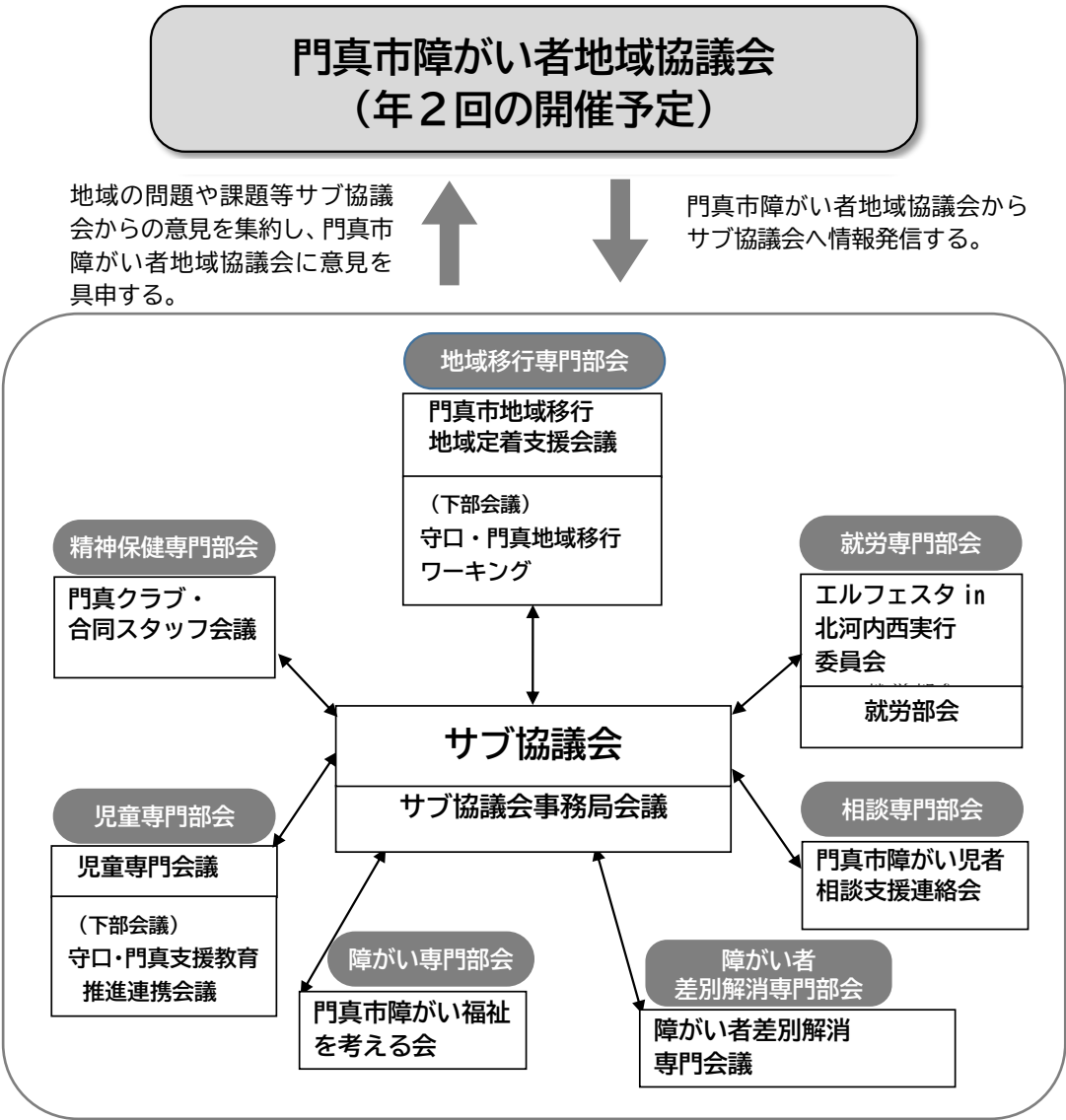
目標実現に向けた取組

- 各種媒体や手法を用いて、相談支援体制を周知します。
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所などだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修などを実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。
- 主任相談支援専門員が多機関連携や門真市障がい者地域協議会において中心的な役割を担うことによって、相談支援体制を強化し、住みやすい地域づくりを推進します。
- 各事業所連絡会等で、計画相談支援に関する説明を行い、事業所の立ち上げを勧奨するなど、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を検討します。
- 高齢福祉や障がい福祉、子ども・子育て支援等の各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に対応できるよう、多機関の協働による重層的支援体制を充実させます。

基幹相談支援センターの業務と連携体制



門真市障がい者地域協議会のネットワーク図



門真市障がい者地域協議会における各部会の役割

部会名	会議名	会議の目的
門真市障がい者地域協議会	門真市障がい者地域協議会	①門真市の障がい福祉を推進するための調査審議等を実施 ②障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の運営評価 ③困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整 ④地域の関係機関によるネットワークの構築 ⑤権利擁護*、就労支援等に関する調整及び研究 ⑥地域の社会資源の開発又は改善 ⑦障がい福祉計画の策定に係る助言及び指導並びに進捗状況の把握及び推進等
サブ協議会	サブ協議会	①地域や関係機関、各部会から出た問題・課題の集約、サブ協議会と部会全体での解決に向けた検討 ②門真市障がい者地域協議会への問題提起及び提案 ③事例検討等による、情報・問題点等の共有及び解決に向けた検討 ④障がい児（者）施策についての研修の実施及び障がい児（者）関係機関とのネットワークの構築
相談専門部会	門真市障がい児者相談支援連絡会	①部会に参加する会員相互の交流・情報交換・研修・事例検討による相談支援専門員の質の向上 ②地域課題の抽出及び課題解決に取り組むことによる、障がい児（者）等があたりまえに生活できる地域の確立
地域移行専門部会	門真市地域移行地域定着支援会議	①門真市内で生活する障がい者、病院や施設から退院・退所してくる障がい者に対し、地域で安定した生活を継続できるための支援の実施を行う関係機関のネットワークの構築 ②自立した生活の定着面に重きを置き、事例を挙げながら地域での生活を定着させるために必要な社会資源の把握、支援の方向性の共有及び実施
	守口・門真地域移行ワーキング	①門真市・守口市の精神障がい者が、長期入院から地域生活への移行が可能となるための、ケースの掘り起こしやケース検討
児童専門部会	児童専門会議	①地域の関係機関によるネットワークの構築 ②地域の課題の抽出及び共有 ③地域の社会資源の開発・改善 ④困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整 ⑤その他、会議で必要と認められる事項
	守口・門真支援教育推進連携会議	①地域の支援教育推進のための、門真市・守口市の学校・園と障がい児（者）を支援する関係機関の日常的なネットワークの構築 ②障がい児（者）への支援の充実のための、各機関の業務内容の情報交換及び実務担当者の相互の研鑽
精神保健専門部会	門真クラブ実行委員会門真合同スタッフ会議	①門真市域の障がい福祉サービス事業所等に通所するメンバー同士の交流、仲間意識の向上、社会参加に向けた意欲的な活動の実施 ②精神障がい者に関する関係機関スタッフ同士による、精神障がい者が暮らしやすいより良い街にしていこうための検討
就労専門部会	就労部会	①障がい者の就労支援の課題の明確化及び各機関との連携による課題解決 ②庁舎実習の継続的な運営 ③障がい者が働くとはどういうことか学ぶ機会の提供
	エルフェスタin北河内西実行委員会	①障がい者が働くことについての市民・事業所の方々への理解促進 ②障がい者が働くための準備についてどのように取組をすればよいかを知ってもらうためのイベント「エルフェスタ」の企画・実施
障がい専門部会	門真市障がい福祉を考える会	①門真市内の障がい福祉サービス事業所間での情報交換 ②よりよい福祉サービスを提供するための勉強会や研修の実施 ③地域の障がい福祉サービス事業所や各機関との連携を図る各種会議の実施
障がい者差別解消専門部会	障がい者差別解消専門会議	①障がい者に関する理解促進、理解啓発について、様々な年代に対しての取組 ②障がい者の差別解消に関する課題解決への取組

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標

項 目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・ 国の指針では、令和8(2026)年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施	・ 大阪府独自で設定。 ・ 府の考え方では、各市町村において、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定。
報酬の審査体制の強化等	実施	
指導権限を有する者との協力連携	実施	
適正な指導監査等	実施	

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標		【現状】	【見込み】			
		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加人数		4人	5人	5人	5人	
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	無	有	有	有	
	実施回数	0回	1回	1回	1回	
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	
	実施回数	0回	1回	1回	1回	

目標実現に向けた取組

- 大阪府その他の機関等による、障害者総合支援法や障がい福祉サービス、請求制度に関する具体的理解のための市職員向け研修などに参加します。
- 障がい福祉サービス等事業者の指導・監査等に係る関係課・機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析などを通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を推進します。
- 障がい福祉サービス費請求内容チェックシステム等を導入することにより、審査を迅速かつ適正に行います。
- 障がい福祉サービス事業所の事務負担の軽減や業務の効率化に向け、国等が主体となったＩＣＴ・ロボットの導入に関する補助金等の情報提供があった場合、速やかに事業所に対して周知を行い、環境整備の推進に努めます。

2 第3期障がい児福祉計画

障がい児支援の提供体制の整備に向け、基本指針や府の考え方に基づいて、令和8（2026）年度を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

なお、障がい児支援の体制について検討するにあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく様々な子育て支援施策の提供体制とも密接に関わることから、「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」等と連携を図ります。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

成果目標

項 目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	設置済	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8(2026)年度末までに、障がい児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築。
障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済	

目標実現に向けた取組

門真市立こども発達支援センターにおいては、障がいや発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるよう、障がい種別や年齢に関わらず、切れ目のない支援を提供する市域の拠点として、重層的な地域支援体制の構築に向けた取組を行います。また、保育所等訪問支援については、今後も支援体制の継続・充実に努めます。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標

項 目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 2か所	・国の指針では、令和8(2026)年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。 ・府の考え方では、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定。府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定。

目標実現に向けた取組

主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、今後も支援体制の継続に向け、ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

成果目標

項 目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 福祉関係 1名 医療関係 1名	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村に設置。心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	福祉関係 0名 医療関係 1名	福祉関係 0名 医療関係 1名	福祉関係 0名 医療関係 1名	福祉関係 1名 医療関係 1名

目標実現に向けた取組

本市においては、すでに協議の場として、門真市障がい者地域協議会の専門部会である「児童専門会議」を活用しており、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めるなど、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。

④ 発達障がい者等に対する支援

活動指標

指 標	【現状】	【見込み】			
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム*等の支援プログラム等の年間受講者数	8人	8人	8人	8人	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間実施者数	2人	2人	2人	2人	
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	0人	
ピアサポート*活動への年間参加人数	0人	0人	0人	0人	

※令和5(2023)年度2月実施予定のため、令和4(2022)年度実績を見込みとする

目標実現に向けた取組

○発達障がいのある人等に対する支援については、支援体制を確保するとともに、発達障がいのある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう努めます。

（２）医療的ケア児等に対する支援の拡充

令和3（2021）年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を自主的かつ主体的に実施する責務を負うことが、明文化されました。

これまで、門真市障がい者地域協議会の専門部会である「児童専門会議」を協議の場として活用して医療的ケア児者の現状や課題共有を行っており、令和4（2022）年度には、こども発達支援センターに医療的ケア児等コーディネーター1名配置しました。さらに市立の保育所等、小学校、中学校及び放課後児童クラブにおいて、令和4（2022）年度より訪問看護ステーションから看護師を派遣し、医療的ケアを提供できる体制を整えてきました。

福祉サービスについては、医療的ケア児者が利用できる短期入所やグループホームは市内では支援体制が不十分であるため、市外の施設を利用している状況となっていることが地域の課題となっています。

医療的ケア児者については、身近な地域で必要な支援を受けることができるように、関係団体等にニーズ調査を行った上で、大阪府や近隣自治体と連携し、医療型障がい児入所施設や障がい者支援施設のほか、医療機関に対しての短期入所事業の実施を働きかけるとともに、既存施設のサービス拡充や新規事業所誘致等を検討し、医療的ケア児者の支援体制整備に努めます。

第4章 障がい福祉サービスの見込量と提供方針

1 障がい福祉サービスの見込量

障がい福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障がい種別ごとに、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

① 訪問系サービス及び短期入所

- 居宅介護を含む訪問系サービスについては、日常生活を営むのに支障がある障がいのある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスです。障がいのある人の多様なニーズに対応するため、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 特に、強度行動障がいや重度障がいのある人、医療的ケアの必要な人などに対応できる事業者の参入について積極的に取り組む必要があることから、大阪府や近隣自治体と連携し、専門的な人材の養成・確保に努めます。
- 身近な地域で事業展開している事業者等のサービス提供の実情や、これらの主体が必要とするニーズを的確に把握するとともに、障がい福祉サービス事業所の体制整備に努めます。
- 過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用時間を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人等から新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 居宅介護

サービス概要	
身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子ども等を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介護や家事援助を行います。重度訪問介護や重度障がい者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	118人	2,749時間	115人	2,680時間	113人	2,633時間
	実績値	113人	2,814時間	109人	2,697時間	96人	2,473時間
知的障がいのある人	計画値	110人	964時間	113人	983時間	116人	1,009時間
	実績値	112人	950時間	108人	939時間	92人	1,035時間
精神障がいのある人	計画値	104人	862時間	105人	880時間	106人	898時間
	実績値	116人	1,016時間	133人	1,050時間	112人	1,068時間
障がいのある子ども	計画値	13人	191時間	13人	194時間	13人	197時間
	実績値	10人	187時間	10人	149時間	5人	37時間
合計	計画値	345人	4,766時間	346人	4,737時間	348人	4,737時間
	実績値	351人	4,967時間	360人	4,289時間	305人	4,613時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	111人	2,859時間	113人	2,910時間	115人	2,962時間
知的障がいのある人	計画値	110人	1,237時間	112人	1,260時間	114人	1,282時間
精神障がいのある人	計画値	135人	1,287時間	137人	1,306時間	139人	1,325時間
障がいのある子ども	計画値	10人	190時間	10人	190時間	10人	190時間
合計	計画値	366人	5,573時間	372人	5,666時間	378人	5,759時間

(イ) 重度訪問介護

サービス概要	
重度の肢体不自由の人又は知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など、総合的な介護を行います。このサービスを利用中の最重度の障がいのある人に対し入院時にも一定の支援が可能です。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	21人	1,960時間	22人	2,043時間	23人	2,129時間
	実績値	12人	1,688時間	11人	1,686時間	12人	2,063時間
知的障がいのある人	計画値	1人	11時間	1人	11時間	1人	11時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	22人	1,971時間	23人	2,054時間	24人	2,140時間
	実績値	12人	1,688時間	11人	1,686時間	12人	2,063時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	13人	2,234時間	14人	2,406時間	15人	2,578時間
知的障がいのある人	計画値	1人	150時間	1人	150時間	1人	150時間
精神障がいのある人	計画値	1人	150時間	1人	150時間	1人	150時間
合計	計画値	15人	2,534時間	16人	2,706時間	17人	2,878時間

(ウ) 同行援護

サービス概要	
視覚障がいのある人や子どもを対象に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	67人	1,286時間	65人	1,248時間	64人	1,229時間
	実績値	64人	1,159時間	61人	1,319時間	58人	1,382時間
障がいのある子ども	計画値	1人	15時間	1人	15時間	1人	15時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	68人	1,301時間	66人	1,263時間	65人	1,244時間
	実績値	64人	1,159時間	61人	1,319時間	58人	1,382時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	61人	1,453時間	61人	1,453時間	61人	1,453時間
障がいのある子ども	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	61人	1,453時間	61人	1,453時間	61人	1,453時間

(工) 行動援護

サービス概要	
知的障がい又は精神障がいにより行動に困難があり、常に介護の必要な人（子どもを含む。）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介助等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
知的障がいのある人	計画値	16人	385時間	17人	408時間	18人	432時間
	実績値	23人	410時間	27人	540時間	25人	570時間
精神障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がいのある子ども	計画値	2人	14時間	2人	14時間	2人	14時間
	実績値	0人	0時間	1人	0時間	1人	6時間
合計	計画値	18人	399時間	19人	422時間	20人	446時間
	実績値	23人	410時間	28人	540時間	26人	576時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
知的障がいのある人	計画値	26人	619時間	27人	643時間	28人	667時間
精神障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がいのある子ども	計画値	1人	14時間	2人	28時間	2人	28時間
合計	計画値	27人	633時間	29人	671時間	30人	695時間

(オ) 重度障がい者等包括支援

サービス概要	
身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子どもの中で、常に介護を必要とする程度が著しく高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がいのある子ども	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障がいのある人	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障がいのある子ども	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

② 短期入所

- 短期入所については、障がいのある人や家族等の介護者が安心して暮らしていくために必要なサービスです。
- 特に、強度行動障がいや重度障がいのある人、医療的ケアの必要な人への対応が喫緊の課題となっていることから、大阪府や近隣自治体と連携し、医療型障がい児入所施設や障がい者支援施設のほか、病院等医療機関における短期入所事業の実施を働きかけるなど、事業所の確保に取り組めます。
- 過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用日数を求めるとともに、介護者の高齢化等の理由により新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

サービス概要	
介護者の病気やその他の理由で、一時的に保護が必要になった障がいのある人や子どもを対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	5人	10人日	6人	12人日	7人	14人日
	実績値	1人	1人日	2人	2人日	1人	0人日
知的障がいのある人	計画値	119人	321人日	124人	335人日	129人	348人日
	実績値	95人	353人日	106人	461人日	108人	535人日
精神障がいのある人	計画値	4人	4人日	5人	5人日	6人	6人日
	実績値	4人	6人日	3人	1人日	1人	2人日
障がいのある子ども	計画値	17人	44人日	18人	47人日	19人	49人日
	実績値	13人	35人日	17人	44人日	14人	50人日
合計	計画値	145人	379人日	153人	399人日	161人	417人日
	実績値	113人	395人日	128人	508人日	124人	587人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	6人	15人日	6人	15人日	6人	15人日
知的障がいのある人	計画値	120人	594人日	120人	594人日	120人	594人日
精神障がいのある人	計画値	7人	14人日	7人	14人日	7人	14人日
障がいのある子ども	計画値	18人	64人日	18人	64人日	18人	64人日
合計	計画値	151人	687人日	151人	687人日	151人	687人日

③ 日中活動系サービス

- 日中活動系サービスについては、門真市障がい者地域協議会を通じてニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるよう、サービス提供事業所の確保や施策の検討を行います。
- 日中活動の場の確保においては、障がい種別により必要なサービスや利用日数などが異なるため、個別の事案についてのニーズを把握し、サービス提供に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行などの成果目標を達成するためには、就労支援策の充実を図っていく必要があることから、門真市障がい者地域協議会において地域課題を検討しつつ、就労支援機関や企業等との連携、庁内連携体制の確立など、就労支援策の強化に向けて取り組みます。
- 就労支援に必要なこととして、企業等への理解や職場の上司や同僚への理解が求められており、企業等への働きかけや職場への啓発活動を促進するため、事業所等と連携を図ります。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病等、従来の支援策に加えて、障がい種別、障がい特性等に対応できる事業者の充実に向けて、大阪府や近隣自治体と連携を図ります。
- 過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用日数を求めるとともに、新たに利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 生活介護

サービス概要	
常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、障がい者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	52人	715人日	53人	729人日	54人	743人日
	実績値	44人	605人日	44人	589人日	39人	544人日
知的障がいのある人	計画値	274人	5,290人日	277人	5,441人日	280人	5,596人日
	実績値	271人	5,268人日	274人	5,312人日	280人	5,508人日
精神障がいのある人	計画値	17人	140人日	18人	148人日	19人	156人日
	実績値	20人	122人日	21人	160人日	16人	153人日
合計	計画値	343人	6,145人日	348人	6,318人日	353人	6,495人日
	実績値	335人	5,995人日	339人	6,061人日	335人	6,205人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	40人	578人日	41人	592人日	42人	607人日
知的障がいのある人	計画値	283人	5,567人日	286人	5,626人日	289人	5,685人日
精神障がいのある人	計画値	17人	162人日	18人	172人日	19人	181人日
合計	計画値	340人	6,307人日	345人	6,390人日	350人	6,473人日

(イ) 療養介護

サービス概要	
医療及び常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	21人	21人	21人
	実績値	21人	21人	19人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	19人	19人	19人

(ウ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス概要	
機能訓練は、身体障がいのある人又は難病等の疾患のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	
生活訓練は、知的障がいのある人又は精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	3人	24人日	4人	32人日	5人	40人日
	実績値	0人	0人日	4人	47人日	3人	54人日
知的障がいのある人	計画値	7人	130人日	7人	130人日	7人	130人日
	実績値	8人	128人日	9人	112人日	5人	93人日
精神障がいのある人	計画値	7人	63人日	7人	63人日	8人	72人日
	実績値	9人	111人日	12人	152人日	8人	156人日
合計	計画値	17人	217人日	18人	225人日	20人	242人日
	実績値	17人	239人日	25人	311人日	16人	303人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値（機能訓練）

（月あたり）

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	4人	72人日	6人	108人日	7人	126人日
知的障がいのある人	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
精神障がいのある人	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
合計	計画値	4人	72人日	6人	108人日	7人	126人日

■第7期計画の計画値（生活訓練）

（月あたり）

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
知的障がいのある人	計画値	9人	167人日	9人	167人日	9人	167人日
精神障がいのある人	計画値	12人	234人日	12人	234人日	12人	234人日
合計	計画値	21人	401人日	21人	401人日	21人	401人日

（工）就労選択支援

サービス概要
就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行います。

■第7期計画の計画値

（月あたり）

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	—	5	3
知的障がいのある人	計画値	—	7	8
精神障がいのある人	計画値	—	0	0
合計	計画値	—	12	11

(オ) 就労移行支援

サービス概要	
一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	8人	74人日	7人	65人日	7人	65人日
	実績値	4人	53人日	3人	25人日	0人	0人日
知的障がいのある人	計画値	40人	304人日	41人	312人日	42人	319人日
	実績値	37人	324人日	29人	306人日	22人	322人日
精神障がいのある人	計画値	45人	449人日	46人	455人日	47人	465人日
	実績値	56人	580人日	53人	454人日	28人	387人日
合計	計画値	93人	827人日	94人	832人日	96人	849人日
	実績値	97人	957人日	85人	785人日	50人	709人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	3人	39人日	3人	39人日	3人	39人日
知的障がいのある人	計画値	29人	424人日	29人	424人日	29人	424人日
精神障がいのある人	計画値	53人	732人日	53人	732人日	53人	732人日
合計	計画値	85人	1,195人日	85人	1,195人日	85人	1,195人日

(カ) 就労継続支援A型

サービス概要	
一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	29人	425人日	30人	438人日	31人	453人日
	実績値	30人	476人日	31人	502人日	25人	468人日
知的障がいのある人	計画値	40人	720人日	43人	783人日	45人	852人日
	実績値	59人	1,013人日	60人	1,010人日	52人	965人日
精神障がいのある人	計画値	54人	553人日	55人	561人日	56人	571人日
	実績値	83人	1,044人日	89人	1,146人日	75人	1,246人日
合計	計画値	123人	1,698人日	128人	1,782人日	132人	1,876人日
	実績値	172人	2,533人日	180人	2,658人日	152人	2,679人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	32人	599人日	33人	617人日	34人	636人日
知的障がいのある人	計画値	62人	1,150人日	64人	1,187人日	66人	1,224人日
精神障がいのある人	計画値	91人	1,511人日	93人	1,545人日	95人	1,578人日
合計	計画値	185人	3,260人日	190人	3,349人日	195人	3,438人日

(キ) 就労継続支援B型

サービス概要	
一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	23人	244人日	24人	254人日	25人	265人日
	実績値	28人	348人日	38人	426人日	39人	576人日
知的障がいのある人	計画値	191人	3,203人日	193人	3,297人日	195人	3,393人日
	実績値	212人	3,349人日	226人	3,633人日	215人	3,785人日
精神障がいのある人	計画値	113人	1,101人日	114人	1,106人日	115人	1,116人日
	実績値	157人	1,564人日	173人	1,926人日	162人	2,226人日
合計	計画値	327人	4,548人日	331人	4,657人日	335人	4,774人日
	実績値	397人	5,261人日	437人	5,985人日	416人	6,587人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	49人	723人日	59人	871人日	69人	1,019人日
知的障がいのある人	計画値	229人	4,031人日	243人	4,277人日	257人	4,524人日
精神障がいのある人	計画値	178人	2,445人日	194人	2,665人日	210人	2,885人日
合計	計画値	456人	7,199人日	496人	7,813人日	536人	8,428人日

(ク) 就労定着支援

サービス概要
就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	2人	3人	4人
	実績値	1人	1人	0人
知的障がいのある人	計画値	6人	7人	8人
	実績値	3人	4人	4人
精神障がいのある人	計画値	16人	17人	18人
	実績値	16人	13人	14人
合計	計画値	24人	27人	30人
	実績値	20人	18人	18人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
知的障がいのある人	計画値	4人	4人	4人
精神障がいのある人	計画値	18人	18人	18人
合計	計画値	23人	23人	23人

④ 居住系サービス

- 重度障がいのある人の生活の場として、府や関係機関と連携しながら、重度対応型グループホームの整備を促進します。
- 施設入所支援については、地域生活の継続について検討したうえで、障がい支援区分*に基づき必要な人が利用できるように努めます。
- 過去の利用実績から利用者数の増減数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 共同生活援助（グループホーム）

サービス概要	
障がいのある人に対して、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	4人	5人	6人
	実績値	7人	8人	6人
知的障がいのある人	計画値	162人	169人	176人
	実績値	173人	183人	185人
精神障がいのある人	計画値	37人	42人	48人
	実績値	44人	58人	55人
合計	計画値	203人	216人	230人
	実績値	224人	249人	246人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	7人	8人	9人
知的障がいのある人	計画値	195人	205人	215人
精神障がいのある人	計画値	61人	68人	74人
合計	計画値	263人	281人	298人

(イ) 施設入所支援

サービス概要	
介護を必要とする障がいのある人に対して、入所施設において、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	22人	22人	22人
	実績値	15人	15人	14人
知的障がいのある人	計画値	54人	54人	54人
	実績値	53人	56人	54人
精神障がいのある人	計画値	0人	0人	0人
	実績値	2人	2人	2人
合計	計画値	76人	76人	76人
	実績値	70人	70人	70人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	13人	12人	11人
知的障がいのある人	計画値	54人	55人	55人
精神障がいのある人	計画値	2人	2人	2人
合計	計画値	69人	69人	68人

(ウ) 自立生活援助

サービス概要	
障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がいのある人	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	0人	0人	0人
知的障がいのある人	計画値	0人	0人	0人
精神障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	1人	1人	1人

⑤ 相談支援

- 精神科病院等から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行など「地域移行支援」と、地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などの「地域定着支援」を活用できるよう、支援策の検討を進めるとともに、広報・周知に努めます。
- 福祉サービスの利用について、どの事業所が良いのかわからない人やどんなサービスがあるのか知らない人が多くなっており、相談支援事業所の確保や相談支援専門員の質の確保に加え、相談機関同士の連携促進、相談支援事業利用促進を図ります。
- 相談支援専門員の確保とともに、相談支援専門員間の情報共有及び研修の場を設けることで質の確保・向上に努めます。
- 近年の利用者の増加傾向、入所施設等から地域へ移行する人などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 計画相談支援

サービス概要	
障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人と、障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある子どもを対象に、支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画*案を作成します。支給決定又は変更後、サービス調整会議などを実施し、計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	183人	181人	179人
	実績値	174人	171人	166人
知的障がいのある人	計画値	667人	690人	715人
	実績値	660人	678人	669人
精神障がいのある人	計画値	373人	395人	419人
	実績値	427人	468人	433人
障がいのある子ども	計画値	29人	26人	24人
	実績値	36人	25人	25人
合計	計画値	1,252人	1,292人	1,337人
	実績値	1,297人	1,342人	1,293人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	168人	170人	172人
知的障がいのある人	計画値	689人	709人	729人
精神障がいのある人	計画値	453人	473人	493人
障がいのある子ども	計画値	31人	36人	42人
合計	計画値	1,341人	1,388人	1,436人

(イ) 地域移行支援

サービス概要	
障がい者入所施設又は児童福祉施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	1人	1人	2人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がいのある人	計画値	1人	1人	2人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がいのある人	計画値	2人	2人	3人
	実績値	1人	0人	0人
合計	計画値	4人	4人	7人
	実績値	1人	0人	0人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
知的障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
精神障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	3人	3人	3人

(ウ) 地域定着支援

サービス概要	
居宅において単身等で生活する障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	1人	1人	2人
	実績値	0人	0人	0人
知的障がいのある人	計画値	1人	1人	2人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がいのある人	計画値	2人	2人	3人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	4人	4人	7人
	実績値	0人	0人	0人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
知的障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
精神障がいのある人	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	3人	3人	3人

2 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業については、門真市障がい者地域協議会との連携を強化し、事例研究及びサービス提供事業所、関係機関との連携体制づくりを進めるとともに、必要な人が必要な事業を利用できるよう、事業内容の周知を図ります。

① 相談支援事業等

- 理解促進研修・啓発事業では、障がいのある人への理解を深め、障がいのある人の自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去及び共生社会の実現のため、関係機関と協力し事業を実施します。
- 障がい者相談支援事業では、障がいのある人や家族の相談等に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。また、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化等に努めるとともに、門真市障がい者地域協議会を充実・強化すること等により関係機関との連携強化を図り、困難事例や権利擁護、地域移行への対応等、総合的な相談に努めます。

サービスの種別		サービス概要
理解促進研修・啓発事業		地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業		障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がい者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、門真市障がい者地域協議会の運営等を行います。
	基幹相談支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業	総合的な相談や成年後見制度*利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。 基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
	住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業		障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所数	2か所	2か所	2か所
		実績値	2か所	2か所	2か所
	基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
	住宅入居等支援事業	計画値	無	無	有
		実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	9人	12人	15人
		実績値	6人	7人	8人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

			令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値			
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値			
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	計画値	有	有
	障がい者相談支援事業	箇所数	計画値	2か所	2か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	無	有
	実績値				
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	9人	10人	11人
		実績値			
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	無	無	無
		実績値			

② 意思疎通支援事業

○聴覚、音声・言語機能等、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象として、手話通訳者や要約筆記*者等の派遣、手話通訳者の配置と生活相談事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。手話奉仕員養成研修事業では、障がいのある人の社会参加が促進されるよう、手話奉仕員の養成・確保に努め、サービスの充実を図ります。

サービスの種別	サービス概要
手話通訳者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を市役所等に設置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

実績値		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣事業	計画値	219件	392時間	219件	392時間	219件	392時間
	実績値	387件	543時間	416件	595時間	375件	417時間
要約筆記者派遣事業	計画値	22件	67時間	22件	67時間	22件	67時間
	実績値	12件	42時間	32件	79時間	30件	78時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	3人	3人	3人
		実績値	3人	3人	3人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	計画値	20人	24人	28人
		実績値	11人	7人	7人

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣事業	計画値	421件	954時間	426件	966時間	431件	977時間
要約筆記者派遣事業	計画値	32件	112時間	32件	112時間	32件	112時間

			令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	3人	3人	3人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	計画値	15人	15人	15人

③ 日常生活用具給付等事業

○障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

■第6期計画の計画値と利用実績

(年間延件数)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
介護・訓練支援用具	計画値	7件	7件	7件
	実績値	6件	7件	0件
自立生活支援用具	計画値	25件	25件	25件
	実績値	25件	20件	21件
在宅療養等支援用具	計画値	32件	32件	32件
	実績値	12件	20件	30件
情報・意思疎通支援用具	計画値	35件	35件	35件
	実績値	24件	22件	33件
排せつ管理支援用具	計画値	3,119件	3,205件	3,294件
	実績値	3,128件	3,194件	2,757件
住宅改修費	計画値	1件	1件	1件
	実績値	24件	0件	0件

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(年間延件数)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
介護・訓練支援用具	計画値	7件	7件	7件
自立生活支援用具	計画値	25件	25件	25件
在宅療養等支援用具	計画値	29件	29件	29件
情報・意思疎通支援用具	計画値	28件	28件	28件
排せつ管理支援用具	計画値	3,194件	3,194件	3,194件
住宅改修費	計画値	2件	2件	2件

④ 移動支援事業

○屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

○障がいのある人について、地域の理解を促進する観点から障がいのある人の外出を支援する移動支援事業の充実を図るため、大阪府や近隣市町と連携し、利用者への移動支援事業に関する情報提供をより一層進めるとともに、サービス提供事業所の質の向上を図ります。

■第6期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	111人	12,887時間	112人	13,003時間	113人	13,119時間
	実績値	87人	8,081時間	85人	10,402時間	36人	3,058時間
知的障がいのある人	計画値	147人	19,062時間	153人	18,722時間	158人	18,387時間
	実績値	123人	9,219時間	121人	12,721時間	156人	21,390時間
精神障がいのある人	計画値	13人	766時間	13人	766時間	13人	766時間
	実績値	11人	1,355時間	10人	1,507時間	9人	1,479時間
障がいのある子ども	計画値	26人	1,221時間	24人	949時間	23人	737時間
	実績値	13人	783時間	11人	546時間	7人	295時間
合計	計画値	297人	33,936時間	302人	33,440時間	307人	33,009時間
	実績値	234人	19,438時間	227人	25,176時間	208人	26,222時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がいのある人	計画値	128人	15,865時間	128人	15,865時間	128人	15,865時間
知的障がいのある人	計画値	142人	20,486時間	142人	20,486時間	142人	20,486時間
精神障がいのある人	計画値	13人	2,136時間	13人	2,136時間	13人	2,136時間
障がいのある子ども	計画値	30人	2,023時間	30人	2,023時間	30人	2,023時間
合計	計画値	313人	40,510時間	313人	40,510時間	313人	40,510時間

⑤ 地域活動支援センター事業

○障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績

	実績値	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	2か所	100人	2か所	100人	2か所	100人
	実績値	2か所	108人	2か所	97人	2か所	65人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

計画値		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	2か所	110人	2か所	110人	2か所	110人

⑥ その他の事業

○地域生活支援事業のその他の支援事業については、地域のニーズに合わせて、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業の実施を図ります。

《日中一時支援事業》

○介護者等が介護できないとき又は一時的な休息のため（一時的利用）及び介護者等の就労支援のためのタイムケア（定期的利用）で、障がいのある人の日中活動の場を提供します。

《視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業》

○身体障がい1、2級の視覚障がいのある人の日常生活の利便性の向上を図るため、希望する視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。

《要約筆記講座研修事業》

○聴覚障がいのある人への意思疎通支援を行う要約筆記者を養成します。

《身体障がい者用自動車改造費助成事業》

○身体障がい1級から6級までのいずれかに該当する人が就労等に伴い、自らが所有し、かつ運転する自動車を改造するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。

《身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業》

○身体障がい1級から4級までのいずれかに該当する人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。

《成年後見制度普及啓発事業》

○基幹相談支援センターが中心となって、成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行います。

《障がい者虐待防止事業》

○障がい者虐待の防止、早期発見による被害拡大の防止を図るため、基幹相談支援センター（障がい者虐待防止センター）が中心となって、支援体制の充実及び関係機関等との連携を図ります。また、一時避難場所の確保及び専門的な対応が必要な場合には、社会福祉士や弁護士に助言を求める体制を整備します。

《重度障がい者等住宅改造助成事業》

○重度障がいのある人が住み慣れた自宅において安心して生活ができるよう、居住する住宅の改造を行う場合に、その世帯に対して、住宅改造費用の一部を助成することで、重度障がいのある人の生活の利便性の向上を図ります。

《難聴児特別補聴器給付事業》

○言語及び生活能力向上のため、身体障がい者手帳の交付に該当しない聴力レベル（30デシベル以上60デシベル未満）の学齢児に対して、補聴器の購入基準額の3分の2について助成します。

《小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業》

○本人もしくは家族の負担を軽減するために、小児慢性特定疾病児童等が必要とする日常生活用具の給付に係る購入費用の一部を助成します。

《身体障がい者等緊急通報装置貸与事業》

○重度の身体障がいのある人等に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与することで、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

第5章 障がい児支援サービスの見込量と提供方針

1 障がい児通所支援等の見込量

(1) 見込量

障がい児通所支援等の計画値については、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

① 障がい児通所支援

サービス種別	サービス概要
児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、障がいのある子どもの身近な地域の支援拠点として、「地域で生活する障がいのある子どもや家族の支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 未就学の障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子どもや今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

■第2期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

実績値		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援 (旧医療型含む)	計画値	155人	1,159人日	170人	1,271人日	185人	1,384人日
	実績値	160人	1,207人日	216人	1,803人日	195人	1,940人日
放課後等デイサービス	計画値	323人	3,521人日	351人	3,826人日	379人	4,131人日
	実績値	338人	3,718人日	339人	3,806人日	358人	3,790人日
保育所等訪問支援	計画値	21人	1回	22人	1回	23人	1回
	実績値	14人	4回	11人	4回	6人	3回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	1人	1回	1人	1回	1人	1回
	実績値	1人	1回	2人	2回	2人	8回

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第3期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	計画値	222人	2,208人日	250人	2,487人日	277人	2,755人日
放課後等デイサービス	計画値	377人	4,257人日	396人	4,471人日	415人	4,686人日
保育所等訪問支援	計画値	12人	6回	13人	6回	14人	7回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	3人	12回	4人	16回	5人	20回

② 障がい児相談支援

サービス概要
障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある子どもに対して、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメント*によりきめ細かく支援します。

■第2期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障がい児相談支援	計画値	323人	351人	379人
	実績値	326人	341人	371人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第3期計画の計画値

(月あたり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
障がい児相談支援	計画値	473人	486人	498人

（２）提供体制等について

- 障がいのある子どものライフステージに応じて一貫した効果的な支援を身近な地域で提供するため、母子保健事業等を含めた障がいの早期発見体制を強化するとともに、門真市立こども発達支援センターを拠点として事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援体制の整備に努めます。
- 新生児聴覚検査により、聴覚障がいのある子ども等の早期発見を行い、円滑かつ適切な支援につなぐよう努めます。
- 障がい児支援体制の整備にあたっては、第2期子ども・子育て支援事業計画との整合性を図る必要があるため、子ども部（保育幼稚園課、子育て支援課）、保健福祉部（健康増進課）、教育委員会等、庁内連携の強化を図ります。
- 障がい特性に応じた配慮や、専門的な訓練（リハビリ等）が求められており、障がいの特性やライフステージに応じた支援体制の整備に努めます。

2 主な子育て支援サービス

門真市子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として策定しています。第3期障がい児福祉計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と進行管理

(1) 推進体制

① 関係各課・関係機関との連携

本計画の目標や見込量を達成するためには、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めていきます。

とりわけ、国の基本指針では、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行、医療的ケアの必要な子どもへの対応の充実を含めた障がい児支援体制の整備、相談体制の充実・強化、障がい福祉サービスの質の向上等が成果目標となっていることから、この計画では、保健・福祉・医療・教育等の関係機関との連携を図り、取組を進めます。また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

② 国、府、近隣市との連携

本計画の内容は、本市単独で達成できないものも含まれています。

本計画は、「大阪府障がい福祉計画及び大阪府障がい児福祉計画」の成果目標とも関連していることから、大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組みます。

また、国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

また、広域的な対応が望ましい施策については、近隣市との連携を進め、効果的な推進を図ります。

さらに、事業の安定的な運営のため、国や府に対する制度改善や財政措置の充実を要望していきます。

③ 計画及び制度の広報・周知

障害者総合支援法の目的である「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を実現するためには、市民の理解と協力が必要不可欠です。

障がいのある人もない人も「共に生きる社会」の実現に向けて策定された本計画について、すべての市民が理解を深められるよう、広報やホームページ等様々な媒体や機会を活用して周知や情報提供を図ります。

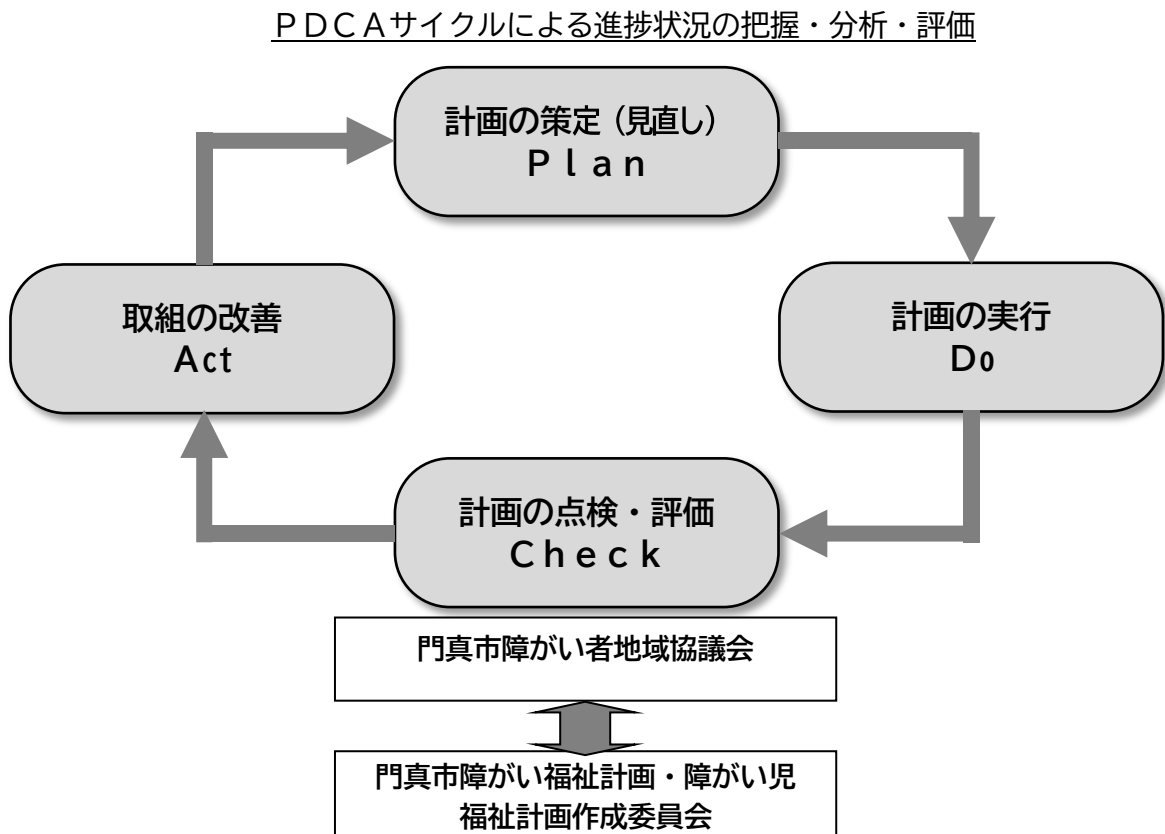
また、利用者が適切にサービスを利用することができ、制度やサービスに対する理解を深められるよう、引き続き広報・周知を進めます。

(2) 進行管理

本計画を着実に進めるため、これまでの計画と同様に、計画策定において組織した「門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会」を、計画に基づく目標値や見込量の達成状況の点検・評価組織とします。

また、同時に「門真市障がい者地域協議会」において、計画の点検・評価を行うとともに、計画を進める上での課題の検討や調整等を進めます。

なお、この計画の点検・評価にあたっては、【Plan（計画）】⇒【Do（実施）】⇒【Check（点検・評価）】⇒【Act（改善）】⇒【Plan（見直し）】のPDCAサイクルにより、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなど、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価する適切な進行管理を行うとともに、府へ報告を行います。



2 計画の推進に関連する事業

大阪府の基本的な考え方「第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項」について、「門真市第4次障がい者計画」に定めている内容も含め掲載します。

（１）障がい者などに対する虐待の防止

虐待は養護者のみならず、障がい者福祉施設の従事者や障がい福祉サービス事業等の従事者、障がいのある人を雇用する事業主等使用者によっても行われます。虐待は障がいのある人の尊厳を傷つける許されない行為であり、自立や社会参加を妨げる行為でもあります。

そのため、家庭や施設、学校等における障がいのある人の虐待防止に努めるとともに、虐待されている障がいのある人に対する避難先の確保のほか、虐待されている障がいのある人、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携を強化し、適切な支援・再発防止を図ります。

また、基幹相談支援センターのネットワークを活用し、相談支援事業所による居宅や施設等の訪問を通じた虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、警察等の関係機関とも連携し、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護を行うなど、虐待の発生要因の除去に至るまでの適切な対応に努めます。

障がい者虐待の対応等を協議する、コアメンバー会議及び対応方針検討会議を活用して、レビュー会議において虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等の検証、また、事前に相談通報等がなかった事案に対する支援のあり方等の検討について、障がい者虐待防止センターと連携を密にした取組を進めます。

（２）意思決定支援の促進

地域で生活している方で、身の周りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が不十分な障がいのある人を対象に個々の状況に合わせて、必要な福祉サービスにつなげることや、社会福祉協議会と連携しながら、日常的な金銭管理等を行う日常生活支援に努めます。

障がいのある人が安心して生活できるよう、成年後見制度利用支援事業の周知

と利用促進並びに障がいのある人及び家族等に対する情報の提供や相談対応の充実を図るよう取り組んでいきます。

障がい者虐待防止センターを主体とする虐待防止・成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修の実施体制づくりに努めます。

（３）障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がいのある人をはじめ誰もが講演会や美術展など優れた芸術や文化にふれる機会の充実に努めるとともに、会場のバリアフリー*化や通訳者の派遣等、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

生きがいや教養を身につけ社会参加を促進するため、公民館や集会所等、身近な地域における趣味の活動や生涯学習講座を実施することに加え、地域住民とともに創作・創造活動にかかわる学習機会の充実に努めます。

（４）障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がいのある人が市政に関する情報を得る機会を確保するため、「声の広報」を発行するとともに、SNS等の活用も進め、情報提供体制の充実を図ります。

市ホームページにおいてユニバーサルデザイン*対応ページを増やし、全ページへの対応をめざします。ユニバーサルデザインへの対応が不十分なものについては、アクセシビリティチェック機能を活用し、情報のバリアフリー化推進に努めるよう呼びかけを継続していきます。

令和5（2023）年4月1日に、「手話は言語である」という認識のもと、市民が手話に接する機会を広げ、手話言語やろう者に対する理解を推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が暮らしやすく、地域で支え合う福祉の心あふれる思いやりのあるまちを目指し、「門真市文化や情報とふれあう手話言語条例」を施行しました。

聴覚障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話・要約筆記活動を行う人材の養成を図るとともに、あらゆる場面でのコミュニケーションを援助するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を支援します。

障がいのある人が、多様な情報にアクセスできるように、障がい者対象のパソコン教室等を情報提供することにより、障がいのある人のＩＴ習得を支援します。

（５）障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進を図るため、障害者差別解消法の理念や「障がいを理由とする差別」、「合理的配慮」の提供等の事例を広報紙や市ホームページ等を通じて、周知・啓発を図ります。

門真市障がい者地域協議会及び差別解消専門部会における事例検討や情報共有等を通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、全職員を対象として策定した門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等に基づき、障がいのある人の日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行います。

（６）障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、事業者に対する自己評価及びその公開の働きかけを行うとともに、福祉サービス第三者評価事業の活用を図ります。

人権や障がい特性に配慮した対応ができるよう、大阪府と連携し、研修を進めます。また、事業所連絡会等において研修を実施します。

障がい特性に対応したサービス提供体制を確保するため、喀痰吸引等研修、同行援護従業者研修、強度行動障がい支援者養成研修等の情報提供等を実施します。

（７）ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がいのある人を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするため、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合した建築物の整備を推進します。

ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進や十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて地域での快適な生活環境の整備を図ります。

参考資料

1 計画の策定経過と策定体制

(1) 計画の策定経過

年月	項目	具体的な作業内容	会議 (作成委員会・地域協議会)
令和5 (2023)年 5月	現況の把握と整理	策定方針 統計データ等の動向把握	
6月	現行計画の評価	計画進捗状況の確認 計画スケジュール等の審議	第1回門真市障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画作成委員会(6/30開催)
7月	計画策定に向けた課題の整理	諮問・計画の進捗状況の確認 計画スケジュール等の審議	第1回門真市障がい者地域協議会(7/24開催)
8月		サービス提供事業所調査・障がい児者等団体調査の実施	
9月	目標設定と計画骨子の検討	計画骨子案の検討協議 障がい福祉サービス等の見込量の検討 サービス提供事業所調査・障がい児者等団体調査の分析	
10月	計画骨子の検討	計画骨子案の審議 障がい福祉サービス等の見込量協議 サービス提供事業所調査・障がい児者等団体調査の分析結果の協議	第2回門真市障がい福祉計画 ・障がい児福祉作成計画委員会(10/2開催) 第2回門真市障がい者地域協議会(10/30開催)
11月	計画素案の検討	計画素案の検討協議 成果目標、活動指標等の見込量の検討	
12月		計画素案の審議 成果目標、活動指標等の見込量の確定	第3回門真市障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画作成委員会(12/19開催) 第3回門真市障がい者地域協議会(12/25開催)

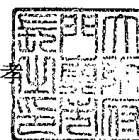
年月	項 目	具体的な作業内容	会 議 (作成委員会・地域協議会)
令和6 (2024)年 1月	パブリックコメント実施(1月5日～1月24日)		
2月	最終計画(案) の検討	パブリックコメント意見集約 の結果、回答案の検討協議 計画の推進体制、点検、評価 内容の確定 最終計画(案)の検討協議	第4回門真市障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画作成委員 会(2/6開催)
		計画案・答申案等の審議・答 申	第4回門真市障がい者地域協 議会(2/19開催)
3月	計画内容の確 定、印刷	大阪府と法定協議(障がい福祉計画・障がい児福祉計画) 計画案(確定)	
		計画書の最終補正 計画書の印刷製本	
4月1日 ～	計画施行		

(2) 諮問書

門保障 第 988 号
令和 5 年 7 月 24 日

門真市障がい者地域協議会
会長 岡田 進一 様

門真市長 宮本 一孝



門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画について（諮問）

門真市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画を策定するために必要な事項について、貴協議会の意見を求めます。

(3) 答申書

門 障 地 第 3 号
令和6年2月19日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市障がい者地域協議会
会長 岡田 進一

門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について（答申）

当協議会は、令和5年7月24日付門保障第988号により諮問されました「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するために必要な事項」につきまして、4回にわたり協議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」といたしましたので、ここに答申いたします。

(4) 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成29年3月31日門真市条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項についての調査審議等に関する事務

（５）門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

（関係者の出席等）

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条―第4条関係）

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市障害者 地域協議会	会長 副会長	16人以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 教育団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 本市の職員 (7) 前各号に掲げるもののほ か、市長が必要と認める者	2年	保健福祉 部障がい 福祉課

(6) 門真市障がい者地域協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所属団体名・職名等	氏 名
学識経験者	大阪公立大学大学院 生活科学研究科 教授	◎ 岡田 進一
医療団体を 代表する者	一般社団法人 門真市医師会 理事	小原 時郎
	大阪府守口保健所 所長	谷掛 千里
福祉団体を 代表する者	社会福祉法人 門真市社会福祉協議会 次長兼課長	藤江 冬人
	門真市民生委員児童委員協議会 副会長	森田 隆之
	門真市障がい福祉を考える会 事務局	本木 零
	社会福祉法人 晋栄福祉会 法人事務局事業企画室長兼こども発達支援センター開設準備室長	倉澤 裕基
	門真市障がい者相談支援事業所 あん 施設長	高田 雅章
	地域生活支援拠点 ジェイ・エス 法人本部本部長	石橋 雅洋
教育団体を 代表する者	大阪府立守口支援学校 校長	青木 康子
関係団体を 代表する者	門真公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	東 恵美
	門真市身体障害者福祉会 会長	○ 岩本 みゆき
	特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会 理事長	東野 弓子
	門真クラブ・合同スタッフ会議 代表 サニーデイ施設長	三木 美幸
本市の職員	門真市立こども発達支援センター センター長	白川 陽子
	門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長	高田 育子

◎会長 ○副会長

(7) 門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する障害児福祉計画を作成するため、門真市障害福祉計画・障害児福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は障がい福祉課長の職にある者とし、副委員長は福祉政策課長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げるものとする。

企画課長、産業振興課長、保護課長、高齢福祉課長、こども政策課長、こども発達支援センター長、教育委員会事務局学校教育課長

- 4 任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

附 則

参考資料

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(8) 門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会委員名簿

(機構順・敬称略)

課 名	役 職 名	氏 名
企画課	企画財政部 企画課長	船木 慎二
産業振興課	市民文化部 産業振興課長	高田 隆慶
福祉政策課	保健福祉部 福祉政策課長	○ 湯川 みずほ
保護課	保健福祉部 保護課長	隈元 実
障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課長	◎ 木本 吉則
高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課長	北倉 透雄
こども政策課	こども部 こども政策課長	美馬 忠法
こども発達支援センター	こども部 こども発達支援センター長	白川 陽子
学校教育課	教育委員会事務局 学校教育課長	高山 拓也

◎委員長 ○副委員長

2 用語の解説

用語	説明	掲載箇所
英数字		
8050問題	一般的には高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態のことを指すが、本計画においては、狭義の意味として、主な支援者である親が80代で介護保険サービス等の利用が必要となり、同居する障がいのある人が、50代となった世帯をいう。	P2
I C T	インターネットなどの情報を効率的に処理できる技術。	P6,52
あ行		
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことで、高齢者や障がいのある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できることを意味する。	P2,95
意思決定支援	知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等で自己決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員等が行う支援の行為及び仕組み。	P6,94
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通に支障がある障がいのある人等とその他の人の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を行うこと。	P6,82,83,85
医療的ケア	高齢者や重度の障がいのある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアという。具体的には、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当する。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等も含む。	P1,2,6,27,28,34,39,40,44,54-57,63,91
医療保護入院	精神障がいを抱えており、医療と保護のために入院が必要と判断された患者が、本人の同意がなくても入院する制度。	P2
一般就労	障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用を除く。）や在宅就労、自らの起業を指す。	P5,23,38,39,45,46,64,69,91,93
インクルージョン	教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。	P6,39,53,90

用語	説明	掲載箇所
か行		
門真市障がい者地域協議会	相談支援事業者をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり及び中核的な役割を果たす協議の場。	P8,22,25,27,39,41,44,48-50,55,56,64,80,93,96
共生社会	障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会。	P8,80
ケアマネジメント	利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけること。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源がある。	P89
権利擁護	障がいのある人や入院患者をはじめ、自己の権利や支援のニーズを表明することが困難な人に代わって、支援者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。	P50,80,95
工賃	一般的には、物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭、手間賃のことをいう。大阪府では、「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に基づき、毎年の工賃の実態調査を実施し、目標工賃や目標工賃の達成状況を公表している。この中で、工賃の範囲を「工賃、賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものをいう。」としている。	P23,38,45,46
高次脳機能障がい	脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼ぶ。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がいが生じた状態を、高次脳機能障がいという。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上ではわかりにくいので、周囲の理解が得られにくいといわれている。	P3,7,39,44,64
コーディネーター	物事の調整や、異なる立場の人々の間の合意を形成、および多くの人の参加を促進する役割をする人。	P27,28,38,39,43,44,54-56
合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。	P1,30,38,96

用語	説明	掲載箇所
さ行		
サービス等利用計画	障がい福祉サービスの申請にあたって、相談支援専門員が障がい児者の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容その他の事項を記載する。	P77
社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。	P3,80
重症心身障がい	重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せ持った状態にある人。	P16,27,39,54
重層的支援体制	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。	P1,6,38,48
障がい支援区分	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障がい福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。	P72
障がい者基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行支援・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実等を図るための機関。また、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等を促進するための虐待防止センターの機能も備えている。	P38
障害者差別解消法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25（2013）年に制定された法律。	P1,31,38,96
障がい者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、国と都道府県から事業を委託された法人が運営している。一般企業で働きたい障がいのある人等や、障がいのある人の雇用に取り組んでいる、または、これから取り組みたい企業の方に対する相談・支援を行っている。	P46

用語	説明	掲載箇所
障害者総合支援法	平成24（2012）年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25（2013）年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障がい児（者）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動等により、身体障がい者手帳の取得ができないが、一定の障がいのある人たちが障がい福祉サービス等の対象となった。また、平成26（2014）年4月からは、障がい程度区分から障がい支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームをグループホームへの一元化等が実施された。平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」（平成28（2016）年法律第65号）の施行に伴い、医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るよう『障がい児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられた。	P2-5,19,52,92
自立支援協議会	障がい児者、家族または介護者等が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障がい者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。	P47
身体障がい	身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の5つに分類されている。	P3,10-13,16,17,19,36,39,58-63,65-71,73-75,77-79,84-87
精神障がい	統合失調症、気分障がい（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。	P3,5,10,17-19,21,36,42,43,50,58,59,61-63,65-71,73-75,77-79,84,91
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などが重層的な連携による支援体制をいう。	P5,21,42,43,91
成年後見制度	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。	P80,81,86,94,95

用語	説明	掲載箇所
た行		
地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。	P1,6,7
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談、体験の機会、緊急時の対応等、必要な機能を備えた障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。	P2,5,22,24,38,43,44
知的障がい	知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。	P3,14,58,59,61-63,65-71,73-75,77-79,84
な行		
内部障がい	身体障害者福祉法に定められた、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つの障がいの総称。	P12
難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいう。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がいのある人の定義に加えられた（平成25（2013）年4月1日施行）。平成27（2015）年1月には、障がい福祉サービスの対象疾病は、130疾病から151疾病に、同年7月から332疾病に、平成29（2017）年4月から358疾病に、平成30（2018）年4月から359疾病に、さらに令和元（2019）年の7月現在361疾病に順次拡大されている。また、平成26（2014）年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27（2015）年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27（2015）年1月にそれまでの56疾病から110疾病に、同年7月から306疾病に、平成29（2017）年4月から330疾病に、平成30（2018）年4月から331疾病に、さらに令和元（2019）年の7月現在、333疾病に、令和3（2022）年11月から366疾病に順次拡大されている。	P2,3,7,19,64,66

用語	説明	掲載箇所
ニーズ	ニーズとは、「必要」、「要求」等と訳され、ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）やケアマネジメントにおいては、アセスメント（利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること）によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のこと。	P1,2,5,6,21,29,33,40,43,44,48,54,56,57,64,85,90,91
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等が含まれる。	P2,3,6,7,26,55,64
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続き。	P8
バリアフリー	障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことであるが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くこと。	P95,96
ハローワーク	公共職業安定所の通称。職安とも呼ばれている。	P46
ピアサポート	同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明（回復）に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組み。	P55
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や関わり方を学び、子どもの発達促進や行動の改善を目標とするもの。	P6,55
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。	P55
や行		
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、あるいは仕組みづくりを行っていかこうとする考え方。	P95,96
要約筆記	発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のこと。	P82,85,95
ら行		
ライフステージ	人生の段階区分のことで、乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等という呼び方やその他区分がある。	P8,90

門真市
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

令和6（2024）年3月

編集・発行：門真市 保健福祉部 障がい福祉課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

